

令和6年第4回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	令和6年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年12月5日		9時30分	議長	重松一徳
	散会	令和6年12月5日		15時29分	議長	重松一徳
応（不応） 招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出
	3番	中牟田 文明	出	10番	棄野 久明	出
	4番	佐々木 敦雄	出	11番	大山 勝代	出
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出
	7番	松石 健児	出			
会議録署名議員		12番	松石 信男		1番	工藤 絵美子
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 真崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	大石 順		
	副町長	熊本 弘樹	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	平野 裕志	建設課長	今泉 雅己		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	吉田 茂喜	教育学習課長	古賀 浩		
	税務課長	古賀 満宏	福祉課参事	松田 美紀		
	住民課長	藤田 和彦	こども課保育園長	舟木 徳茂		
	健康増進課長	村上 妙子	産業振興課参事	佐藤 定行		
	福祉課長	戸井 竜二	まちづくり課図書館長	城本 直子		
	こども課長	山本 賢子	建設課参事	酒井 孝行		
議事日程		別紙のとおり				
会議に付した事件		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 松石信男

- (1) 一人暮らしの高齢者をどう支えるのか
- (2) ジェンダー平等（男女共同参画）の現状と課題について

2. 工藤絵美子

- (1) 子ども・子育て世代への支援の充実について

3. 末次明

- (1) 「安心安全のまち基山町」を宣言して犯罪ゼロのまちを目指せ

4. 天本勉

- (1) 基山町の市街化調整区域における地区計画の運用基準について
- (2) 基山町の農業における地域計画策定の取組について

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（重松一徳君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。今日何か、朝から一段と寒くなったような感じがいたします。

日本共産党の松石信男でございます。

今日はですね、一般質問は2つほどお伺いしたいと思っております。

一つは一人暮らしの高齢者の老後をですね、どう支えていくのかということと、もう一つは、ジェンダー平等の現状と課題、基山町の男女共同参画の推進状況についてですね、お尋ねしたいと思っておるところです。

さて、私はいつも申しておりますけれども、本当に町民こそが町政の主人公だと思っております。そういう立場ですね、松田町長、柴田教育長並びに担当課長にお尋ねをいたします。

質問の第1は、一人暮らしの高齢者の老後をどう支えていくのかということでございます。

先月の11月ですね、新聞報道見られたと思うんですが、その1面に国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査に基づいて発表しました世帯数ですね、将来推計を記載しました。それによりますと、26年後の2050年にはですね、2020年と比べて65歳以上の一人暮らしは346万世帯増えて、1,084万世帯になると予測をしています。その理由については、未婚の人が増えて少子高齢化で一緒に住む家族が減るためというふうに報道しています。本当に地域社会で孤独やですね、孤立を生まないように支え合う体制の整備が大きな課題となっていると思っています。

そのような中で基山町では、老人福祉計画第6期に基づいて、様々な取組を行っているところでございます。

10月ですね、厚生産業常任委員会の調査によると、基山町の高齢化世帯は国や県よ

りも早い速度で増加をしていると。特に一人暮らしの世帯が、大きく増加しているというふうに分析をしています。それらの対応に当たって、基山町ではですね、65歳以上の高齢者世帯の戸別訪問をしておりますが、訪問の中での相談が1つは健康に関することと、2つは移動支援に関する事と、3つが認知症や家族のことなどが多いというふうに報告がなされたところです。

そこで今回は一人暮らしの高齢者の老後をどう支えるかという課題ですね、現状と対策についてお伺いをいたします。

まず1つ目に、高齢者の一人暮らしの世帯の件数についてでございますが、令和2年は一人暮らしは602人でしたけれども、現在何人になっているでしょうか。また、令和10年度を想定した場合ですね、これがどのようになっていくのかちょっと説明をお願いしたいと思います。

2つ目に、高齢者の困り事に対する支援についてでございます。

一人暮らしで社会的に孤立した高齢者は、そうではない人に比べて介護が必要な状態になったり、また死亡したりするリスクがですね、1.7倍も高いという大学の調査結果も出されています。そこで暮らしの中でちょっとした困り事への対応についてお尋ねをいたします。

ア、といたしましてですね、ごみ出し支援についてです。

ごみの収集場所までごみを持っていくことができない高齢者の方についてどうしていくのかという、それから次に一人暮らしで急病などの場合ですね、緊急時の通報システムがあるわけすけれども、これについて説明をお願いいたします。

次に3つ目ですが、孤立化・孤独化を防ぐ事業についてお伺いをいたします。

町では孤独死ですね、定義では誰にもみとられることなく死亡しあつその遺体が一定期間の経過後発見されるような死亡の対応というふうに書かれておりますが、基山町では昨年度7件発生しているというふうにお聞きをいたしました。全国では年間約6万8,000人と警視庁は推計しているという報道もあります。この身寄りのない高齢者の支援についてお尋ねをいたします。通院時の付添い、入院、介護施設への入所などの身元保証、それから日常の金銭管理や死亡時の手続などの支援はどうなっているのか答弁をお願いしたいと思います。

4つ目です。

熱中症対策についてお伺いをいたします。

御存じのとおり、本当に今年の夏も暑かったわけですけれども、地球温暖化ですね、上

がり続いている気温ですけれども、本当に連日の猛暑日、熱中症による高齢者の死亡者が増えております。それも何らかの理由でですね、エアコンが利用されずに熱中症になるケースが多数ということが分かってきております。今の暑さは本当に命に関わるということあります。熱中症を防ぐためにはですね、実態把握とエアコン利用に対する設置や電気代の補助などが必要というふうに思いますけれども、見解を求めたいと思います。

質問の第2は、ジェンダー平等、いわゆる男女共同参画の現状と課題についてお尋ねをいたします。

報道で御存じのように、世界経済フォーラムが今年6月に世界各国の男女の格差を示す、いわゆるジェンダー・ギャップ指数の2024年度版を発表いたしました。それによりますと、日本は総合ランキングで世界の146か国中118位です。政治や経済の分野で主要7か国、G7では引き続き最下位、中南米やアメリカ諸国にも及んでいないというふうに報道をされています。女性差別撤廃条約の採択が1979年行われたわけですけれども、それから45年、政府はこれを批准しながらも、具体化実施に取り組んできませんでした。今、大きな問題になっております選択的夫婦別姓の法改正も、国連の女性差別撤廃委員会から、今年4度目の是正勧告を受けています。それぞれの中で、基山町の令和3年度からの第2次男女共同参画推進プランには、令和2年に意識調査をやっておりますけれども、男女共同参画に関する意識調査ですね、の町民アンケート結果が記載されております。それによりますと、男は外で働き、女は家庭を守ると、に同意しない人が増加傾向にあり、女性が仕事を持つことについても、結婚して子供ができても、お休みをもらいながら続けるという意識に変わってきてはいるものの、依然として家庭での役割分担では妻、母親の役割が多く、性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っており、男性は育児や家事等への参画が、女性は仕事の継続やキャリア形成などが困難になっていると書いております。これを見ますと、社会通念、それから慣習、しきたりなどでいやまあまあせいぜい職場などでですね、依然として男性が優遇されていると思っている町民が多いと思われます。今、私たちはですね、私自身も含めてですけれども、本気でこのジェンダーギャップの解消に取り組む、この姿勢が求められていると思っております。そこで、第2次基山町男女共同参画推進プランなどに基づきまして町の取組の現状と課題について、お尋ねをいたします。

まず1つ目に、政策方針決定の場の女性参画の推進についてでございます。

どうしても現状は、いろんな政策とか方針を決定する場合、男性が中心と、女性の意見が

なかなか反映されないということがございます。

それで、御存じのとおり基山町議会はですね、ここにお見えになる女性5人、いらっしゃいます。38.5%ということで、これは九州の地方自治体の議会ではですね、トップとなっております。これはですね、大きく1面に報道されたということで御存じだと思います。

そこでですね、お聞きをいたします。

まずア、といたしまして、職員で管理職に占める女性の割合は幾らになっておりましょうか。

それから次に、町の各種審議会などで女性の占める割合ですね。これはどのぐらいでしょうか。

それから、区長や農業委員会などで女性の割合ですね、これを説明をお願いします。

次に、小中学校の女性校長の最近のですね、登用状況について報告をお願いいたします。

大きく2つ目ですけれども、町職員の男女比ですね、これについて答弁ください。

3つ目に、女性職員、非正規職員を含むわけですけれども、それらに対するですね、セクハラ、それからマタハラ、パワハラなど令和3年度から今までの件数について報告をお願いいたします。

4つ目に男性職員の育児休暇の取得ですけれども、令和3年度から今までの取得率ですね、これはどのようになっておりましょうか。

最後ですが、男女共同参画に関する職員研修、町民の方への啓発などが必要でございます。どのようにされているのかお聞きをいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

外は寒いんですが、この部屋結構暑いんでベストなしをずっと今、続けております。ちなみに今日の松石信男議員の答弁2の（1）のエ、ですね、女性校長の件につきましては柴田教育長から、残りを私のほうから答弁させていただきます。

まず、一人暮らしの高齢者をどう支えるのかということで（1）現在の一人暮らしの高齢者世帯数と令和10年度の想定数を示せということでございますが、10月末現在の一人暮らしの高齢者世帯数は1,065人、世帯人ということですね。そして令和10年度の一人暮らしの高

齢者世帯数の想定は、大体1,400人前後というふうなそういうことを見ております。ちなみに基山町のピークでは、2,000人ぐらいがピークになるというふうに思います。十三、四年後ぐらいじゃないかなと思いますけれどもですね。

(2) 高齢者の困り事支援についてということでございますが、ア、ごみ出しが困難な高齢者の支援について示せということでございますが、現在ごみ出しが困難な高齢者等から御相談をいただいたときは、その方の状況に応じて玄関先に排出してもらうなど、個別に対応をしているところでございます。本来、決まったルールをつけなきやいけないんですけれども、なかなかこのルールづくりが難しくて、今ちょっとやっちゃんいるんですけども、まだ表に出せるようなルールにはなっていないというところでございます。それ以外にもごみ出しの支援が必要な世帯に対して、総合事業であったり、それから介護保険サービスの利用であったり、社会福祉協議会の手伝う隊などのですね、支援事業を御利用いただいているところでございます。

イ、急病などの緊急通報システムについて示せということでございますが、現在、緊急通報システムは2つの事業所と契約しております。何で2つかというと、1つが固定電話でやるタイプでこれが最初にやってたやつなので、最近は固定電話もなくなってきたので、固定電話を使わないやつが新しいほうであります。いずれも緊急通報装置及びペンダント型の通報機を貸与して簡易的に通報できるようになっているところでございます。緊急時や、体調不良時に通報すると警備員が自宅に駆けつけ、状況に応じた対応を行います。また、看護師や保健師による保健相談も常時行うことができ、不安の解消も図っているところでございます。2つの事業所ごとに見ると、1社は固定電話回線を必要とします。月に1回は利用者の自宅へ訪問し、安否確認、装置の動作確認を行います。もう1社は今年10月から実施しており、固定電話回線を使用せずに利用できます。体調不良時は消防、不審者や悪質な訪問販売等の際には警察と連携して、警備員が出勤し対応を行います。また、装置類に加えて熱感知センサーを取付けも行い、自宅内で利用者の移動を一定程度検知しなかった場合には、自動的に通報される仕組みというふうになっているところでございます。

(3) 孤立化・孤独化の対策として、通院時の付添い、入院介護施設への入所などの身分保障、日常の金銭管理などや死亡時の手続などの支援を行っているのかということでございますが、通院時の付添いについて、本人の希望や状況等により役場の職員や地域包括支援センター職員、ホームヘルパー等で同伴受診を行います。また、1人での受診が不安という方

の付添いの依頼があれば、シルバー人材センターでも対応を行っております。なお、いずれの場合においても送迎の支援は行っておりません。入院や介護施設への入所などの際の身分保障を町が行うことは難しく、医療機関や介護施設と個別に協議して支援しているところでございます。日常の金銭管理については、社会福祉協議会で支援を行っておりますので、連絡調整を行っております。死亡時に全く身寄りがない方については、福祉課にて関係機関と連携しながら支援を行っているところでございます。

(4) 热中症防止のため、高齢者のエアコン利用の実態把握とエアコン設置費や電気代の補助を求めるということでございますが、今年度6月頃より高齢者のための熱中症対策のチラシを作成して、高齢者宅の訪問や通いの場等の集まりに足を運び、エアコンを上手に使うことや適切な水分補給についての啓発活動を積極的に行い、熱中症予防に努めました。その際に、エアコンの利用状況についても実態把握を行いましたが、ほとんどの高齢者の方は、これまでの夏とは違うという認識を持たれており、昨年度までに比べるとエアコンの利用率が高いことが分かりました。ただし、寝るときはつけていない、タイマーで切れるようにしている等、夜間の熱中症については心配な方も多くいらっしゃいました。家にエアコンがないという高齢者宅はかなり少ない状況でしたが、今後はこの辺りをもう少しきっちり調べまして、熱中症予防の観点からエアコン設置費の助成を含めた支援策について検討していくたいというふうに考えております。また、引き続き正しいエアコンの利用による熱中症予防の啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

2、ジェンダー平等（男女共同参画）の現状と課題について、(1) 政策・方針決定の場の女性参画の推進について、ア、町議会の女性議員の割合は38.5%であるが、町職員の管理職に占める女性の割合を示せということでございますが、管理職20人のうち女性は5人で女性の割合は25.0%です。

イ、町の各種審議会などで女性の占める割合を示せということでございますが、地方自治体に基づく審議会等の女性の占める割合については、令和6年4月1日現在で31.8%、委員349人うち女性委員111人となっております。

ウ、区長や農業委員会で女性の割合を示せということでございますが、区長17人のうち女性は1人で女性割合は5.9%、区長代理は17人のうち女性2人で女性の割合が11.8%です。また、農業委員会は14人のうち女性は1人で女性割合は7.1%でございます。

(2) 役場職員の男女比を示せということでございますが、常勤職員では男性79、女性77、

男性50.6、女性49.4%です。また、12月1日現在の会計年度任用職員の男女比では、男性23.8%、女性76.2%となっています。

(3) 女性職員（非正規職員を含む）に対するセクハラ、マタハラ、パワハラの件数を示せということでございますが、過去10年で相談件数は、セクハラゼロ、マタハラゼロ、パワハラ4です。

(4) 男女職員の育児休業の取得率を示せ（令和3年度以降）ということでございますが、令和3年度以降、新たに育児休業を取得可能になった男性職員の方々が取得したかどうかの取得率は、令和3年度で100%、令和4年度が33%、令和5年度が20%、そして令和6年度12月1日現在が100%での利用というふうになっています。

(5) 男女共同参画に関する職員研修や、町民への啓発はしているのかということでございますが、広報きやまで毎月ですね、男女共同参画通信コーナーというのを設けております。御覧いただいているでしょうか。町民の方への男女共同参画について理解を深めていただくための情報を毎月掲載させていただいているところでございます。またDV、性犯罪等の相談窓口の紹介や、町内の男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベント開催案内などもお知らせしているところでございます。また、年に1回は町民の方及び町職員向けのセミナーを開催しております。令和5年度は、7月11日に基山町民会館小ホールにおいて、佐賀県立男女共同参画センターアバンセの田口館長をお招きし、男女共同参画とSDGs男女共同参画におけるアバンセの役割について講演をいただきました。令和6年度は7月5日に基山町民会館小ホールで佐賀大学教育学部の吉岡教授をお越しいただき、多様な視点で考える、地域の防災とジェンダーについて講演をいただきました。今後も継続して、町民の皆様への町の広報紙やホームページを通じての定期的な情報提供や、研修会、講演会等を開催し、男女共同参画の理解促進を図りたいというふうに考えているところでございます。

私からの1答目は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、私から松石信男議員の2、ジェンダー平等（男女共同参画）の現状と課題についてのエ、近年の小中学校の女性校長の登用状況を示せという御質問についてお答えいたし

ます。

本町の今年度の町立小中学校の校長は3校とも男性ですが、小学校2校には女性教頭が管理職として登用されております。校長についても平成30年度から令和4年度までは基山小学校で女性が務めておりました。なお、県内の小中学校の校長のうち女性が占める割合は今年度24.7%、教頭が34.0%であり、その割合は年々増加している傾向にあります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、引き続きお伺いしたいと思います。

一人暮らしの高齢者の老後をどう支えていくのかという課題でありますけれども、本当に私にとっても大きな課題であるというふうに思っております。

まず、1つ目にお伺いした高齢者の一人暮らしの世帯の件数ですけれども、令和2年度は602人と今年が1,065人ということですね、この4年間で177%増と463人増えています。それからさらにですね、これが1,400人ということで、10年後1,400人ということの答弁をされました。（「令和10年」の声あり）すみません、令和10年度ですね、は1,400人。本当に一人暮らしですね、ますます本当に増えていくと。その中に私も入るかもしれませんけれども、どうなるか分かりませんが、そこでですね、もちろん今もやっているわけですが、令和10年度を想定して事業を展開していくと。令和10年度、そうでしたよね、ということとした場合に、町長は昨日の答弁ではですね、何かやっぱりスペシャルな対策が必要ではないのかというようなことを、ちょっと答弁されたのかなというふうに思います。ちょっと、認識が違うのであれば言っていただきたいんですが、どういうことが考えられるのか、現状の対策の延長でいいのかどうかですね。それに、もしまだ先の話ではありますが、答弁できれば答弁をお願いします。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

今、お尋ねにあられました令和10年度、いわゆる4年後の令和10年度を想定してというよりも、何度も繰り返してお伝えしておりますが、今後10年から15年後には一人暮らし高齢者

の方が、現在の倍程度である2,000人ぐらいになることが想定されておりますので、今後を見据えて今から事業展開があるという、図る必要があるという認識ではあります。

まずは現場としましては、現在取り組んでいる施策の一つである元気な高齢者を増やすという点について、その方の状況や御希望に応じて、御本人が選択できる支援の幅を広げ、またその質も向上させていく必要があると考えています。

次に、安否確認を含めた地域の見守り体制の構築に力を入れていきたいと考えております。それには、民生児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会等、様々な関係機関との連携が今よりさらに必要となってきますので、その関係強化を推進し、さらに現行のサービスでは不足しているものがあれば、よりよい支援を目指して、新たな支援の模索も行っていきたいと思っております。

そしてさらに難易度は上がりますけれども、認知症になっても住み慣れた地域で一人暮らしでも生活していく支援の充実や地域の見守り支援体制づくりに取り組んでいけるとよいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

基山町がこうなるということは、もう相当前から分かっておりましたので、そういう意味では4年前にそれでプラチナ社会政策室をまずは立ち上げたということです。それからそれがより、そこの室長にいわゆる保健師の資格も持っている松田さんを今配置させていただいているが、今度来年の4月、今回の議案の中にも入っていますが、プラチナ社会政策室をプラチナ社会政策課に格上げして、当然それに伴って様々な拡充が行われるということになりますので、そこを中心にやっていきたいと思いますが、昨日も申しましたが、2つの方向性が必要かというふうに思います。何となく全部一人暮らしの対策みたいな感じで受けに回り過ぎてもいけないと思うんで、まずは高齢者の活躍の場をとにかくいろんな面においてつくっていくということが大きな柱の一つになると思います。就職から始まってシルバー、そしてボランティア、そして趣味の世界で皆さんのがサークルをするということで、そこに孤立化しないという大きな要素が入ってくるんじゃないかなというふうに思います。一方では、そういうことをやっても、やはり一人一人で厳しくなってくる。家であったり個人になってく

ると思いますので、その一人一人に寄り添うようなそういう対応が必要になってきますので、当然5人おれば5人の対策が必要になってくるみたいなそういうことになると思いますので、そのためにも今、戸別訪問を中心に個別のケアをさせていただいているが、これについて様々な施策をこれからプラスしていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、町長答弁ありましたように、来年度からプラチナ社会政策室が課に昇格するといいますか、いくということで様々な取組がより充実されるんではないかというふうに期待をしております。

そこで高齢者の困りごと支援で2つほどお聞きをしたわけですね。

まずごみ出しの支援ですね。答弁では、玄関先にごみを出してもらえば収集をしていると。それから社協に手伝う隊というのがあるそうですけれども、そこもやっているということです。

お聞きしたいんですけども、このごみを玄関先に出している世帯数といいますか、それが分かればですね、それから社協の手伝い隊の利用状況、これはお金が要るのか要らないか分かりませんが、その辺も含めて、それと、もしごみが出ていない場合の安否確認といいますか、その辺のはどのようにされているのか……。

○議長（重松一徳君）

松石議員、一問一答でお願いします。

○12番（松石信男君）

はい。大分言いましたけれども、答弁をお願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

個別の収集をしている御高齢の方だったりですね、いろんな御家族がございますけれども、個別に収集している分についてはまだ今精査中ではございますが、今把握している状況で言いますと大体650か所程度あるんではないかというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

お尋ねの手伝う隊につきましては、社会福祉協議会の事業でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

手伝う隊について少し御紹介させていただきますと、おおむね65歳以上のお一人暮らし、それから高齢者のみの世帯の方が御利用できるようになっておりまして、日常の軽作業が困難な場合に御利用ができるといった事業でございます。

頼める内容につきましては、30分以内の簡単な作業となってまいりまして、先ほど質問にございましたごみ出し、それ以外でも電球の交換だとか、買物代行、こういったサービスも行っております。料金につきましては、1回300円となっております。

御質問のごみ出しの利用状況につきましては、昨年度がお2人の方が利用されておりました。今年度については4人の方が御利用されているといった状況になっております。

手伝う隊におきましてのごみが出ていない場合の安否確認につきましては、社会福祉協議会のほうから町のほうにも連絡をもらうようにしておりますので、そこにつきましては連携して対応するような形を取っておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

もう一つ基山町がやっている総合事業、これは介護保険のサービスではないわけですけれども、あと介護サービスも利用できると。ちょっと私はこれ把握していなかつたんですが、説明してください。現在そういうことを利用されているのか、介護保険サービスの中でやっているとか、基山町の総合事業の中でやっているというふうなことも答弁にあったようですが、それもちょっと説明してください。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

まず総合事業か介護保険かというのは、御本人さんの身体状況であったりということで、まず認定を受けるか受けられないかということになりますので、総合事業というのはいわゆ

るチェックリストに該当されたりとか、あと要支援1、2の方につきましての事業の総称でございます。介護保険サービスにつきましては介護認定申請によって区分が決まりますので、その中においてその方の困り事、介護予防の支援というところで、ごみ出しに特化した、ちょっとお答えをさせていただきますと、正式にちょっと私も数は持ち合わせていないんですけれども、総合事業は現在居室清掃とか買物代行ということで、月六、七人の方が利用されていますので、その中の必要に応じてごみ出しをされているかどうかってちょっと内容まではすみません、把握できておりません。介護保険で利用する場合は、いわゆるホームヘルパーが居室清掃の延長上にごみ出しというところの支援を利用できますので、その方の状況によって利用されている方はいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

私はごみ出しに割と固執しているのは、私がごみ出しをしているからだけではありません。ですが、先ほども町長がこのごみ出しの支援というのは非常に私は大切、一見何ともないような、ごみは出しにくい高齢者はそれを出してやるというふうに一見この簡単な作業のように見えるんですけども、ちょっとこれが非常に奥深いんじゃないかなということにちょっと私も気づきましたね。先ほど町長が、ルール化するというような答弁もされたかとは思いますが、その辺ですね、高齢者のごみ出しの困難を支援する事業を環境省が調査をやっているわけですけれども、2021年1月現在の調査ではですね、全国で34.8%の地方自治体がごみ出し支援制度を設けていると。つまり、条例ではないようすけれども、実施要綱とかですね、設けて場合によっては職員などもするとか、対象者とかですね、ごみ出しの支援の対象者とかはっきり定めてやっているというふうに報告がされています。その効果については、高齢者世帯から確実にごみ、資源物を収集できるようになったとか、ごみ屋敷の未然防止につながったとか、そのような効果が確認をされています。一方高齢者世帯の生活の利便性が向上したとか、福祉が充実したということなどですけれども、高齢者福祉のこの効果について多くの自治体で実感されていると。ですから基山町でもですね、今、先ほど言った答弁ありましたように様々やっていると、様々なまだやり方でやっているということですけれども、これはやはりルール化するという取扱い、そういう実施要綱とかそういうのをですね、私は検討するにもちょっと値するんじゃないかなというふうに、ちょっと思うところではあります

が、その辺はどうなのかですね、いや現状で十分じゃないのかということになるのかですね、その辺でもし御見解をお伺いしたいと。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これは先に。これはだからすごく大事な問題だと思っています。ただ一方で、物すごく難しい問題なんですね。何で難しいかというのの概略だけ私が説明して、あとは担当課長がどんだけ今苦労しているかというのを説明してもらえばいいと思いますけれども、まず今高齢者の視点で言われているんですけども、ごみ出しっていうのは基本全ての町民に関わることなので、高齢者だけを特別枠でやるっちゃうこと 자체は、非常にまずその整理が難しいです。かといって全体でやろうとした見た場合、今既に家の前で済まして住んでいる地域と、そうじゃない地域に分かれているし、そうじゃない地域も収集場所がすごくいい場所にあるところとすごく不便なところにある場所に分かれているので、その地域地域によって今の現状が全部違つてきているという形になっていますので、これをルール化するっちゃうのは平等化することなんですが、これは非常に難しい話でございますが、加えてそれで100%のことをやったとしても今度はコストが今のコストの数倍になるみたいな感じになることも十分に考えられますので、コストも考えながらやっていかなければいけない。それからあと、仮の話によく能天気に家の前にみんな置けばいいじゃんという感じの意見はあるんですが、まず、今でもカラスが大変な状況になっているわけなんで、1人でもいいかげんな形で置いたら、もう基山じゅうカラスの町になるっちゃうのも悪い意味で想像が難くないようなそんな話になってしまいますので、その辺のところも何かバケツみたいな簡易型のやつを置いて、家の前に全部置くようにするかというと、これもなかなかそういうものがあると、今度はぶつかってけがするような人が必ず出てくる。そして、一戸建てならそれでもいいかもしれないですけれども、アパートとかマンションだとそういう話も、じゃあどこでそれをするのかみたいな問題があるということで、今言ったようなことを全て解決するような対策を考えているんですが、なかなかこれが時間がかかっているということなので、その辺のところの具体的なところは、また担当課長のほうから説明させていただきたいと思いまして、これはとにかく基山町にとってごみ問題というのは極めて大事なものだというふうに思っておりますのですね、何らかの形で今もずっとやってきていますけれども、これからも解決に向けて

動きを止めることができない分野であるというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ごみ出しにつきましてはですね、本当に皆さん全員にかかってくることでございまして、大事な内容でございますけれども、今現在は先ほどお答えさせていただきましたけれども、約650か所の戸別収集があるということで、これはなぜ分かったかというと、これは実際に収集出しているときに、職員が特には集落支援の方にお願いしたものでございますけれども、毎朝朝早く出勤していただいて、町内を見ていただいてですね、実際にどこに置いているのかというのを数で拾ったものでございます。ただ、これについてはまだ調査の途中でございまして、数が、そこ家の前であるけれども、ひょっとして隣の家と一緒にかもしれませんので、約650というふうにお答えさせていただきました。そういう基本のところを押さえながら、これが今だんだん増えてきているのは、特には御高齢の方が多いのですけれども、地域、基山の場合は大体組合単位のステーション方式をベースとした、どうしても道路の状況だったりやむを得ない場合のときに戸別ができるというような形でスタートしているわけでございますけれども、最近はちょっと組合でつくっていたけれども、遠いから組合で2つに分けるとかですね。3軒ぐらいでまた違うところをつくりたいというところがだんだん増えてきているような状況でございます。そういう状況の中で今考えているのは、先ほど議員おっしゃっていました約30%ぐらいの自治体が取り組んでいるというものを今研究しております、基準を設けるということで、今、年齢だったりですね、あとはここにも書いておりますけれども介護の状態だったり、障害の状況、それとか、または急なけがでですね、やむを得ずそこまで持っていくのが無理だというようないろんなパターンがございますので、そういうところでごみの収集についての基準のところは大体固まっているところでございます。ただ、これをまた踏み込んでですね、おうちからごみ集積場、例えば家の前にごみのパック一車が通らなきゃいけませんので、中に奥まっているところはなかなか取りに行くというのは難しい状況でございます。先ほどのお助け隊の方の御利用につきましては、御高齢の方でございまして、個別で家の前に持っていくたいというのを認めた一方でですね、どうしても車が入らないということで、おうちから収集ルート上の一番近い道路まで持っていくというような形の御利用になっております。いろいろ複雑多岐にわたっておりますので、ここはま

ずは戸別収集のルールの基準を今ですね、先にお示しさせていただいて、難しいそういう複雑な部分については少し時間かかるかもしれませんけれども、それに肉づけしていくというような形のほうがいいのではないかというふうに思っています。時間ばかりかかってしまうのですね、一旦そういう形でお出しできたらというふうには考えております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今答弁いただきましたようにですね、本当に簡単なようで簡単ではないというふうな課題であろうと思っています。答弁にあったように、全国では約35%の自治体がルール化しているというか、実施要綱なんかもごみを収集する対象者は誰なのかとか、ちゃんと決めて、さつき言った一人暮らしとか、障害者とか云々とか、ところなんかも決めている自治体もあるようです。研究されているということですので、その辺はさらに今後検討していただきたいと。そして、よりよい方向になるように努力をお願いしたいというふうに思っています。

それともう一つ、病気したときの緊急時の通報システムを、私は電話方だけやろうと思っておったら、新たにね、いや電話少なくなつたからということでですね、10月から追加したと。非常によかったですと思っていますが、ちょっと高齢者の方に聞いてみたんですよ。つけちゃですかということで、一人暮らしの方。そりやあるつちゅうのは知つるけど、つけとらんというふうなね。おりやと思ってですね、それ役場には言わんとですか、つけてくれちゅうて、言わんですかと言いよつたけれどもですね。現在も一人暮らしのが先ほど1,065人いらっしゃると、基山町内には。このうちですね、そういう通報装置、どのくらいつけられているか分かりますか。分かればお願いします。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

現在、緊急通報システムの設置件数は85件で、うちお一人暮らしの方は71件となっております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

これはやはり申請によるものですよね、当然。いや、もうちょっとね、知つてはおるけれども、という人も知らん人も中にはおらっしゃるかもしれないけれどもですね、もうちょっとこの辺はね、私もちよつと心配するんですよ。急に脳梗塞で倒れてね。もちろん、ここに首にぶら下げたペンダント型なんかあれば、それちょっと押せばね。大分解決するかなっちゅう思うんだけれども、もうちょっとこうそういうのを知ってつけていただいたりすればね、ちょっと心配がなくなるんじゃないかなという感じがしておりましたので、その辺は周知といいますか、はされていると思いますが、いかがですか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

まず広報紙やホームページなどでは基山町の在宅福祉サービスということで、周知には努めているところですし、あと今、戸別訪問を行っている場合にも、お一人暮らしの方についてのサービスとして周知をさせていただいております。ただ一方では、お一人暮らしだから即対象になるということでもございませんので、おっしゃられましたように申請ではありますけれども、むしろこちらからもお勧めして、早めにつけられたほうがいいんじゃないですかというお体の状態の方もいらっしゃるので、その方その方で対応させていただいている状況です。やっぱり今後一層、また周知の徹底には図っていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に、男女共同参画推進です。ジェンダー平等についてですね。これも、実はお伺いをしたもの、私自身の問題でもあると思っておるところでございます。ただいまさっき、いろんな様々な指標から見た女性の参画状況の説明がございました。それで、基山町の男女共同参画推進プランというのもあるんですけども、これにですね、男女共同参画社会は、行政の施策だけでは実現できないということで、町民一人一人の理解を深めが必要だというふうに書かれております。そして、令和7年来年までのこの目標値を設定をされています。そこでちょっとお尋ねをいたします。

まず指標の1つ目にですね、男性の方が優遇されていると感じる割合を令和2年度は79.2%を70%に下げるについて約1割近くこれ下げますと。それで頑張りますというこ

とです。これについて現状ですね。

それから2つ目の指標が、男女共同参画基本法の認知度ですね、これをやはり広めることが大事だということで、令和2年度66.4%、70%にこれを上げていくんだということ。

それから3つ目の指標に、女性委員がいない審議会の数を1つにするということなんですが、1回目の答弁ではですね、これも目標突破しているかなと思うんですが、これもちょっとお答えください。

それから4つ目の指標で、男性は外で働き女性は家庭を守るべきであるという考えに賛同したよ……。

○議長（重松一徳君）

松石議員、一問一答でお願いします。あまりに質問が……。

○12番（松石信男君）

そうですか、もうまとめて。ちょっと待ってね。取りあえず。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ただいまですね、第2次の基山町男女共同参画プランの目標数値について御質問いただいております。

先ほどいただいた御質問の内容ですけれども、令和7年度がですね、5年目の中間見直しの年度になっておりますので、このプランでは令和7年度を目標としております。今おっしゃっていただきました男性のほうが優遇されていると感じている割合、それから男女共同参画基本法という言葉の認知度、それから男性は外で働き女性は家庭を守るべきであるという考え方についてそれぞれですけれども、これが令和6年度現在でですね、まだアンケートを取っておりません。これにつきましては、先ほど町長の御答弁にもありましたけれども、令和3年の5月からこのプランができるからですね、毎月男女共同参画のコーナーを設けて、名前も変わってますが、これを続けているところでございますので、今後7年度、来年度、見直しに向けてもう一度この数値を取るべくアンケートを取りますので、そのときにお答えをさせていただきたいと思っております。だんだんとですね、成果は出てくると思っておりますので、そこはまだお待ちいただきたいというふうに思っております。

それから、女性委員がいない審議会の数1を目標にしているが、今どうなっているかとい

うことでございますが、令和6年度では女性がいない、この審議会の数目標1ですけれども、これに対しては今、1、達成している状況でございます。といいますのは、この部分の数値の取り方ですね、地方自治法の180条の5に記載されています地方自治体が設置をしなければならないという審議会がございます。基山町の場合はここが5つございまして、5つのうち、今4つが達成できておりますので、1ということで御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

分かりました。来年度アンケートを取ってですね、達成状況を調査するということですから、見直しもされるということだそうですので、ぜひそういうことで反映をさせていただきたいと思います。

そこでですね、政策方針決定の場に女性の参画を推進すると、これ非常に大事な課題だというふうに思っています。基山町議会のことを何回も取り上げて申し訳ないんですが、基山町議会には3つの常任委員会がございます。御存じだと思います。そのうち2つの常任委員会の委員長は女性なんですよ。男性の委員長は1人だけということですね、非常に頑張っておられます。いろんな議会改革とかね、いろんな議会の取組の変化も出てきているというふうに感じておられる方もいらっしゃると思います。

そこでですね、町職員の管理職のことです。職員の半分が女性ということです。そのうち、町職員の管理職に占める女性の割合は4人に1人ということですが、来年度から何回も言うようですが、プラチナ社会政策課が設置されると。課も9つになると思います。現状を見たときにですね、やはり私は女性職員の管理職任用と、これをもっと進めるべきではないかというふうに思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分20年後ぐらいには、女性の管理職のほうが多くなっているんじゃないかなと思います。というのは、今20代30代は女性のほうが職員が多い感じなんですよ。今、対象になる45歳から55歳は、男女で見ると3対1ぐらいで男子が多いんですね。そんな感じなんですよ。だか

ら、そこはじわっと今から上がっていくというふうに思いますけれどもですね。だから、ベースが違うので、議員さんはフィフティー・フィフティーですよね、男女は。なる人の、候補者は。だけれども、うちの場合はさっき男女が同じって言ったけれども、その同じほうには保育士さん、保健師さん、調理員さん、そういうのが全部入っていますからね、そこで管理職は生まれないというか、そのトップでは管理職は出てきますけれども、そういう感じなので、普通の役場における人たちだけで考えて、45歳から55歳ぐらいになっていくとそういうふうにまだ男のほうが多い。ところが、さっき言いましたように20代、30代前半ぐらいになると、今女子職員のほうが多くなっているのでこれから20年後ぐらいはすごく基山町の管理職は女性のほうが多いみたいな時代が来るんじゃないかなという、当たるかどうか分かりませんが、私のはうでちょっとそういう予測というか、そういうのを立てているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に、区長と農業委員についてです。

区長の方が、幸いにですね、今年度1名ということになりました、この男女共同参画推進プランを踏まえれば、やはりもっともっと区長に、やはり女性の方が就任することなどは私は非常に必要なではないかと思っています。各区などにですね、働きかけることも必要だとは思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。いやそれは、もう各自治区で判断することですということかもしれませんけれどもね。参画推進プランを踏まえればね、当然やはりそこはやっぱり増やしてもらうというか、増えるという方向に働きかけるということが必要だというふうに思います。町長どうですか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私もだけれども、例えば4区で松石議員が4区の区長に働きかけられたことはあるんでしょうか、ないよね。ですよね。だから結構デリケートな部分があるし、ただ、今いいことは、今まで区長も代理も女性はほとんどいなくて、過去の歴史で代理の方が何人かいたという話だったぐらいな感じですよね。ところが今、区長が1人と代理が2人で合計3人、急に3人

になっているので、これからこれをじわっとその雰囲気を盛り上げていくという、よそがなったんだったらうちもいいかもねみたいな感じで多分ほかの区も見ていただいていると思いますので、そこをあんまりこっちから、町から区に女性を区長とか代理にしてくださいってなかなか言いにくいかなど、今、私は思っております。ただ、こうやって議会で、こういう話題が取り上げられることは非常にいいことだと思いますので、あとはそこで自然とそれが浸透していったらいいなというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと痛いところ突かれたんですけれども、次に男性職員の育児休暇の取得ですね。今年度100%ということで大変結構なんですけれども、令和4年度、5年度が大変低いという状況です。私はよく分かりませんけれども、何らかの理由があると思います。だから、そういう理由も当然把握をされていると思いますけれども、私はちょっと心配するのは取りにくい状況にあるのかなという感じもせんでもないんですよ。それで、この取得を進めるためにですね、この代替職員とか、仕事を引き継ぐ体制、こういうのはきちんとされて安心して育児休暇を取れるという状況になっているのかどうかですね、それについて説明してください。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

男性職員に子供さんが産まれたならば届けをもらいますので、その際にうちの総務課のほうで、女性の方はもうほぼというか100%取得をされるのでそうないんですけども、やっぱり男性の方はまだこの制度自体をよく御存じでない部分もあるので、うちの総務課の職員が男性職員に対して育児休業の制度を説明してですね、こういうふうにして取れますよというふうなお話をし、その段階でもう取る意思を確認できたならば、より詳しく手続とともに御説明をしているところです。ですので、実際100%の方が取られているわけではないんですけども、そこはそこの本人さんの考え方であったり、御家庭の事情であったりということかなというふうには思っています。取られた際、どういうふうにそこの補填というか、穴を埋めるかというか、業務を滞らせないためとしては、今は女性の方だとそこを1年、2年とかで取られますんで、臨時の任用というふうなことがありますけれども、現状では男性職員は

取られても2か月、3か月というのが今のところ長いほうかなとは思いますので、そういう場合は、会計年度任用職員で対応するというふうなことをやっています。それと、引継ぎの件もございましたけれども、そこは業務マニュアル的なものも作っていますし、それを参考にというのもございますし、周りの職員がフォローしながらですね、指導しながら協力しながら業務をさせていただいている状況でございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後ですけれども、いずれにしてもジェンダーギャップ男女共同参画を進めるときは、やはりこの組織のトップである、やっぱり松田町長、これの姿勢が私は鍵だと。トップがね、指導してやれば相当進むんじゃないかということも一部言われています。そこで、ちょっとこれ紹介なんですけれどもですね、兵庫県の豊岡市がジェンダーギャップ解消戦略ということを、ちょっとこれネットで調べたんですが、しています。前期と後期に分けてですね、10年ぐらいのやっています。これなんか、できれば町長、ちょっと開いていただければ幸いだと思います。本当に首長がね、トップに立ってやっぱり進めていると。さっきから答弁見れば、町長もやる気ではあるんだというふうに感じましたんで、ぜひとも本当に女性とか子供を私は何回も、大事にする自治体が発展するというふうに思っています。東京に行くんじやなくて、本当に基山町で頑張られると、こういう状況をやはりつくっていくということが大事だと思っていますので、ぜひともその辺はよろしくお願ひしたい。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

町長になったときに管理職の女性はゼロじゃなかったかな、議会事務局長が女性だったかな、が今5人になってそれから係長ベースでいうと相当増えていると思います、今、そのときに比べるとですね。さらに、私が基山町に来たときには臨時の任用制度はなかったです。もういわゆる会計年度職員で補充していましたので、すぐにこれはもう、公務員法ができるわけだからすぐにやりましょうということでやり始めたりしておりますので、一生懸命やつてきたつもりではございますが、さらに豊岡の情報なんかも仕入れて、前に進めるものは前に進めていきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分　休憩～

～午前10時50分　再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、工藤絵美子議員の一般質問を行います。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）（登壇）

皆様、おはようございます。

1番議員の工藤絵美子です。

傍聴にお越しの皆様、本日は大変お忙しい中、足をお運びいただき誠にありがとうございます。どうぞ最後までお付き合いよろしくお願ひいたします。

それでは早速、通告書に従いまして質問させていただきます。

質問事項は1つ、子ども・子育て世代への支援の充実についてです。

令和6年度基山町市政運営方針の第2の柱には、子ども・子育て世代並びにプラチナ社会に明るい笑顔があふれる取組が掲げられています。また、本年4月にはこども家庭センターが開設されており、子供や子育て世代へのさらなる支援の充実が期待されているところです。本町では、現在宅地開発が進められており、移住者のその大半は子育て世代であると思われます。移住希望者に、基山だから移住したいと思ってもらうことがスタートですが、大切なのは、移住した後に基山町に移住してよかったです、これからも基山町に住み続けたいと思ってもらうことだと思います。昨年度の一般質問を振り返りながら、子供や子育て世代に対する支援の充実について、子育て当事者の視点から質問いたします。

（1）本町で自慢の子育て支援策についてお示しください。

（2）移住希望者に届けたい本町の小中学校における教育や学校環境の魅力についてお示

しください。

(3) 産後ケア事業について

ア、令和4年度から6年度までの利用者数をお示しください。

イ、利用者のニーズに対する今後の取組をお示しください。

(4) 病後児保育について

ア、令和4年度から令和6年度までの利用者数をお示しください。

イ、町営の病後児保育として今後の方針をお示しください。

(5) 学童保育について

ア、令和6年度4月時点の学童保育の入所希望者数、入所児童数、待機児童数をお示しください。

イ、学童保育における課題と今後の取組をお示しください。

(6) 今年の猛暑を受け、小中学校での熱中症対策について今後の取組をお示しください。

これで1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

工藤絵美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

柴田教育長のほうから（2）と（5）と（6）について答弁させていただいて、私が残りを答弁させていただきたいと思います。

1、子ども・子育て世代への支援の充実についてということで（1）本町で自慢の子育て支援策について示せということでございますが、本町では子育て支援を施策の柱に掲げ多くの事業を推進してきましたし、またこれからもしていこうというふうに考えております。

まず、令和6年4月にはこども家庭センターを設置し、妊娠期から出産、子育て期まで一人一人に寄り添った切れ目のないサポートを目指して、こういうこども家庭センターとしては県内でもいち早く運営を開始したところでございます。今後も子育てへの不安や困り事等を解消できるように、子供とそれから親御さんたち子育て世代のですね、ライフステージに応じた支援を充実させていきたいというふうに思っておるところでございます。

具体的な施策について少し述べさせていただきますと、まず子育てにかかる経済的な負担軽減の代表的な施策として、令和4年度からゼロ歳から18歳までの子供の医療費を全額無料

化というのを実現しております。また給食費についても多子世帯への支援として、無償化の対象の拡大をまた今後、来年に向けて検討しているところでございます。

次に、子育て支援施設整備ではですね、公立保育園と子育て交流広場を併設した地域子育て支援拠点基山っ子みらい館を開設したのをはじめ、民間の保育施設の誘致を計画的に進めたことにより、この10年間で保育園児の数はほぼ倍近くなっているんですが、一度も待機児童を出すことなく、この10年間それを継続して待機児童ゼロを継続しているところでございます。

学校施設では中学校の大規模改修であったり、それから小中学校の全ての教室にエアコンを設置したり、それからこれも基山町の特色ですが、特別支援学級に対して手厚くしているということで、その増室であったり、不登校を対象にした教育支援センター、こういったものの開設など、子供のための教育環境の整備を実施しているところでございます。また、放課後児童クラブでもですね、他自治体には少ないんですが、1年から6年までの希望者全員を受け入れるというふうな、そういう形のことを今やらさせていただいているところでございます。それ以外にもですね、これを子育て支援と言っていいのか分かりませんが、出会いをサポートして婚活支援するようなそういう事業であったり、親と子の心を育てるためのブックスタート事業や、全国にも少ないセカンドブックプレゼント事業などをやっているところでございます。また子育て世代への就労支援事業等もですね、基山っ子みらい館等見ていただくと、まさに子育て世代の就職情報等をもうずっと更新していきながら、そういう情報を子育て世代にも流していっているということでございます。

このようにですね、こども課、教育委員会だけではなく基山町全体の部署ですね、子育て支援に取り組んでいるというふうなそういうことでございます。

(3) 産後ケア事業について、ア、令和4年度から令和6年度までの利用者数を示せということでございますが、令和4年度は2名で2回、それから令和5年度は3名で3回、令和6年度は11月末までで、3人で延べ4回の利用がございました。イ、利用者ニーズに対する今後の取組を示せということでございますが、現在、産後ケア事業は宿泊型とデイサービス型を実施しております。育児教室などで母乳や卒乳の相談が多いため、より一層個別の相談に対応できる取組が必要だと考え、対象者を産後1年未満の予定とし、自宅に助産師が訪問し相談やサポートを行う訪問型を来年度開始に向けて検討しているところでございます。

(4) 病後児保育について、ア、令和4年度から令和6年度までの利用者数を示せというこ

とでございますが、令和4年度は4人で延べ7回、令和5年度が6人で延べ13回、令和6年度が11月末で5人で延べ6回の利用がございました。

イ、町営の病後児保育として今後の方針を示せということでございますが、病後児保育室は令和2年4月に公設公営の施設として設置いたしました。これまで、お子さんが病気やけがでの回復期であるものの、学校や保育園等の集団活動が難しいときに、保護者の就労などのため自宅での静養ができない場合など、一時保育施設として生後6か月から小学校3年までのお子さんを対象に事業を実施しているところでございます。保護者からはですね、利用手続の簡素化や感染症の待機期間も預かってほしい等の声が届いておりますが、何よりも子供の安全を最優先にどこまで保護者のニーズに応えられるか検証をまさに進めているところでございます。今後もさらなる制度の周知を努めながら、体調回復期の子供が安静に過ごせる場所として、また保護者の仕事などとの両立支援のため、安心と安全の子育て施設、施策としてより充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからの1回目の答弁は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは私から、工藤絵美子議員の一般質問1、子ども・子育て世代への支援の充実についての（2）と（5）と（6）についてお答えさせていただきます。

まず、（2）移住希望者に届けたい本町の小中学校における教育や学校環境の魅力について示せということについてです。

3校ともに、施設設備、学習環境が整っていますし、小中一貫教育で学習習慣の形成、学力向上、情報活用能力、英語力向上などに力を入れています。都会から来られた保護の方は、広い運動場があることも魅力と感じておられるようです。無料塾の実施やセカンドブックプレゼント事業などは、近隣の市町にない取組ですし、不登校児童生徒の居場所づくりとして小学校にさくらルームを設置したことも新しい取組です。小学校では、待機児童なしの放課後児童クラブが小学校敷地内にあることも魅力だと思います。

次に、（5）学童保育についてのア、令和6年度4月時点の学童保育の入所希望者数、入所児童数、待機児童数を示せということについてお答えいたします。

令和6年度の学童児童の入所希望者数は、基山小学校のひまわり教室が222人、若基小学

校のコスモス教室が78人となっております。入所児童数は同じ数となっており、待機児童はなしとなっております。

イ、学童保育における課題と今後の取組を示せということについてですが、放課後児童クラブについては毎年受入れ児童数が増えており、学校施設を借りる必要があるなど、学校との協議が必要になっていることと、支援員、補助員の確保することがここ数年の課題となっております。町としてはこれまでもハードの面の整備だけでなく、ソフト面でも受入れ時間の延長や、受入れ対象学年の拡大など、様々な対応を行ってきています。また、子育て支援ネットワークコーディネーターや要配慮児童対応支援員委託事業等の活用で、よりよい支援ができるよう進めていっております。今年度からの新たな取組としましては、年間6回、支援員、補助員の研修会を実施するなどして支援体制の充実に努めているところでございます。

最後に、（6）今年の猛暑を受け、小中学校での熱中症対策について今後の取組を示せということについてです。

基山町立学校における熱中症警戒アラート等対応基準を作成し、生命に関わる事態とならないように、熱中症予防に力を入れるよう教育委員会から学校に指導しております。施設設備の面からは、夏の体育館の暑さ対策について来年度へ向けて検討中です。また、登下校中の暑さ対策として日傘の推奨をさらに行っていきたいと考えております。遠距離通学の児童につきましては、コミュニティーバスの利用を認める制度を昨年10月に導入いたしましたし、今年の9月からは遠距離児童通学の自家用車送迎許可証の発行を行うなどの対策も行っております。このほかにも夏休み期間中に関する教職員アンケートを実施する予定ですし、端末持ち帰りに伴う教科書の持ち帰りをさせない方針の徹底なども行っております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

それでは、2回目の質問に入ります。

1では、本町で自慢の子育て支援策、2では移住希望者に届けたい本町の小中学校における教育や学校環境の魅力について御答弁いただきました。

18歳までの医療費の無償化は、病気やけがの多い子供たちが親の所得にかかわらず受診することができるすばらしい制度だと思っております。様々な子育て支援体制を築くまでにも、

職員の皆さんには大変な御苦労もあったかと思います。私自身も、本町の子育て支援策の恩恵を受けつつ子育てさせていただいておりますので、この場を借りて感謝申し上げます。日本全体で人口が減少している中で、移住政策はパイの奪い合いでしかないのではないか。果たして地方創生とは何なのか。ひいてみると途方もない気持ちにもなりますが、この町の子供や子育て世代のウエルビーイングについて、さらに前進していくよう取組を進めていただきたいと願っております。

1については、後の質問の中で触れさせていただきます。

2について、1点だけ御質問いたします。

英語力の向上についてです。

昨年ですかね、新聞でも大きく取り上げられていたように、佐賀県の学力調査の結果も影響しているのだろうと思っています。小学校の無料塾では、今現在息子も算数を受けさせていただいているが、英語の塾を実施する予定はありませんか。ピカピカの1年生事業の中で英語を学ぶ機会がございますが、それはそれで目的はあると思うんですけども、学力として伸ばしていきたいのであれば、英語の授業が始まる小学生に実施するほうがより効果的ではないかと思っています。就学前に関しては、基本的生活習慣を身につけることや体をしっかり動かして遊ぶことで学ぶための心と体をつくることが重要だと思っています。

まず、こども課長にお伺いします。

ピカピカの1年生の授業としての英語は来年も実施予定でしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

ピカピカの1年生プロジェクトとして、幾つかの事業メニューの中で、一つ英語体験ということで実施をしてきております。来年につきましては、今現在ちょっと検討しているところですけれども、議員も今言っていただきましたように、基本的な生活習慣の中で、日本語ではない外国語に出会う機会というようなことで今まで実施をしてまいりましたので、続けるかどうかということについては、現在は廃止はしないところで考えておりますけれども、十分に検討して、その目的に合うような事業になればというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

教育学習課長は、小学校での英語塾に関してはどのように考えられますか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

まず、学校でですね、A L Tと言っておりますけれども、外国人、実際のネーティブな発音等を聞く、そしてまた小学生の易しい英語というところでですね、学校の授業の中で進めています。そういった取りかかりは学校の中で進めておりますので、現在私ども補助的な形でやっているのは英語は行っておりませんけれども、英語としてはそういう形でもう現在、小学校からですね、進めているという形になっております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

といいますと、算数に関しては塾をしてちょっと力をつけたいお子さんだったりとか、ちょっと少しもうちょっと頑張ったほうがいいかなというお子さんが学ぶ場に。英語に関してはそんなにA L Tの授業、ネーティブの発音の中で学ぶ機会があって、小学校の中でそんなにお子さんの中で差がないというか、課題は小学校の中ではないという認識でよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

まず一つあるのは、多分塾、今ですね、学習塾も英語専門とかありますので、そういうふうに通つてある子もいるように私も聞いております。そういった部分は若干やはりあるとは思うんですが、ただ、学校等はあくまでも義務教育の部分での授業という形でやらせていただいているので、そういう中では取りかかりについてはもうみんなと一緒に英語の授業、今言うようなA L T、要はネーティブな発音を聞くみたいな授業、そういう易しい授業ですね、現在進めておりますんで、まず取組としては、そこから始まるのかなというふうに理解しております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

英語の力をつけるためには、小学校からさらに英語を楽しんだりとかですね、する機会をつくるということでは、さらなる塾という形も一つ選択肢にあるのかなと思いますので、英語力を高めたいというところがあるのであればですね、その辺も今後検討していただきたいなと思います。

それでは3番の産後ケア事業に入らせていただきます。

利用者数ですけれども、令和5年度と6年度はショートステイ型とデイサービス型があるかと思いますが、それぞれ分けて何件ずつになりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

答弁は。村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

ショートステイですね。すみません、確認してちょっと後で答えさせていただいてよろしいでしょうか、申し訳ございません。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

すみません、ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれないけれども、それショートステイ型が宿泊タイプですね、デイサービスが日帰りになるかと思います。利用者のニーズに対する今後の取組ですけれども、先ほど答弁の中で母乳相談が多いため、アウトリーチ型の実施を検討されるということでした。1年間での件数の想定がもし出ていればですね、どれぐらいになるかお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

相談件数という意味ですか。

○議長（重松一徳君）

工藤議員、もう1回質問してください。

○1番（工藤絵美子君）

アウトリーチ型の産後ケアを利用するという形になると思いますので、産後ケアのアウトリーチ型の件数ということになります。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

来年度の予定ということでお答えということですかね。今ですね、ちょっと検討している段階になりますので、検討段階で件数は今ちょっと、数字はちょっと答えは今できません。すみません。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

乳房のケアを伴うものはプライバシーの問題もありますので個別で対応する必要があると思いますけれども、アウトリーチ型の産後ケアで母乳相談に応じていくというのは、ちょっと少し私の中で違和感がありまして、実は出産した方皆さんですね、母乳と向き合うことになります。産後ケアの入り口を母乳相談にすると、件数が非常に多くなるのではないかなど思っています。私は産後に自費で助産院で乳房ケアを受けていたんですけども、1回五、六千円だったと思います。軌道に乗るまでやっぱり二、三回ぐらい通う方も結構いらっしゃって、これをアウトリーチ型の産後ケアで受けられるとなると、受ける側としてはすごく助かるんですけども、母乳のケアで産後ケア使っていいですよってなるとですね、結構件数が増えるんじゃないかと思っています。卒乳も大きな問題で、これ対象、産後1年未満とするということですが、結局卒乳のケアも1年以内でないと受けられないと思って、もう卒乳急ぐ方がもしいらっしゃるとするとですね、そういうちょっと誤解と勘違いして、ばたばた卒乳ケアをされたりとか、あとは不公平がないようにその辺は検討いただきたいと思うんですけども、まず対応できる助産師さんはいらっしゃいますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

対応できる助産師さんは今のところですね、今も委託をさせていただいたりしている助産師さんをお願いしようと思っています、今後需要とか増えてきましたらですね、その時に

応じて、また拡大だったりしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

佐賀県助産師会の、恐らくアウトリーチ型の産後ケア、相場が9,000円というふうに、委託料だと思うんですけれども、聞いていますけれども、ちょっと予算的にその辺もですね、可能かどうかというところもちょっと検討していただきたいなと思っています。基山町として産後の支援を現在の課題やニーズを捉えた上で、どうしていきたいのか、どこに力を入れていくのか、はっきりしておいたほうがいいと思います。来年度から開始をお考えのようですが、具体的な検討をお願いいたします。産後ケアの課題として、産後4か月以降の利用について、同じく令和5年9月に一般質問をさせていただきました。産婦人科では4か月以降ですね、難しいということを私も理解した上で、それ以外の助産院等の契約について、現在どのように進められていますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

ちょっとまずですね、先ほどの答えを答えさせていただいてよろしいでしょうか。申し訳ありません。まず、令和5年度の産後ケアのショートとデイの件数なんですけれども、令和5年度がショートが3件、デイが1件です。令和6年度のショートが4件、デイが1件になります。それから今後の産後ケア事業に関してなんですけれども、保健センターのところに相談に見えるお母様方の声を聞いたりとか、保健師とか、助産師さんが事業で行かれているときに声を聞いたりとかしてですね、いろいろなニーズを把握して対応していきたいと思っております。そしてまたガイドラインに沿ってですね、検討して、判断して進めたいと思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

去年の9月に、その辺りも前課長からですね、検討していくところで声をいただいた部分なんですが、今の答弁からいくとまだニーズが把握できていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

まずニーズはですね、先ほど答えさせていただいたとおり、母乳の相談が多いということで、それがかなりストレスになっているというふうに聞いていますので、そこから精神的に追い込まれたりとかしないようにということで、ガイドラインにも母乳のことは書いてあったかと思うんですけども、そういう部分でまずは声が多いところから対応していきたいというところで、そこが一つニーズということと、あと整理させていただいたのが、前回議員さんから質問いただいた件が、一つ里帰りの出産の産後ケアと、あと死産とか、流産に関するケアですね、グリーフケアと、あとアウトリーチ型の訪問型の支援ということで提案をいただいたかと思いますので、今回アウトリーチ型のことを一つ検討させていただいているというところです。それで、ニーズを対応させていただいているのと、あと助産師さんがいらっしゃるので助産師さんにもお話を聞かせていただいて、赤ちゃん、お母さん、それからきょうだい児がいらっしゃるときに、きょうだい児の預け先が困っているというようなことも聞いておりますので、その辺はですね、またガイドラインのほうにもありましたとおり、1回に預けられる助産院とかがちょっとあれば、またそこも探していきたいと思っておりますし、またそこができないのであれば、産後ケアとあと一時預かりとか併用するとか、利用を検討したりとか、そういうことを今いろいろ考えているところでございまして、そういうふた言わされた提案とかニーズとかを整理して今、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

今、スタートラインという感じで印象を受けました。助産師さんが相談や訪問のときに産後ケアを進めるとですね、第1子を出産されたお母さんは、ちょっと料金のことでどうしようかなというふうに悩まれる方が非常に多い。第2子のお母さんは、もう上の子がいるから

無理ですよねって、もうはなから諦めておられる。この声はですね、もう数件とかではなくて数十件、それ以上の声があるというふうに助産師さんおっしゃっていましたし、助産師さん、多分以前からずっとそのことはですね、村上課長はね、まだ課長されていないときでしたので、聞いておられなかったかもしれません、今までもずっと言い続けておられたことだったので、そこの件に関してはまだ進んでいなかったんだなというふうに思っておりまして、私のほうからも助産院のほうの具体的な、どこにどんな助産院があって、そこはきょうだい児も見てくれているようですということですね、詳細をお伝えしていましたので、ちょっとその辺も参考に、契約に向けて進んでいただけたらと思っています。令和6年10月に産後ケア事業ガイドラインが改定されておるのは先ほど課長もおっしゃられていましたので、中も見てあると思いますし、きょうだい児がいる場合の家庭というところでは産後ケアの利用の申請及び利用に際して特段の配慮することというふうに明記されていますので、上の子がいるから使えないという形になって本当は使えない、使いたいのに使えないということがないようにですね、ぜひぜひ利用しやすい産後ケア事業をしていただけたらと思います。助産院であればそのきょうだい児の受け入れができる場合ありますし、本当に使えないというのはすごく残念なことだと思っていますので、またあと2人目だから、3人目だから大丈夫ということでは全然なくって、きょうだい児に手を取られてすごく苦しんでるお母さんもいらっしゃいますし、2人目、3人目で初めて産後鬱になられる方も今までたくさん見てきました。なので、その辺もしっかり理解した上で進めていただけたらと思っています。また、今後移住の方方が増えてくると、近くに実のお父さん、お母さんとか親戚とか知人の方のサポートが受けられない方がさらに増えてくるかと思います。この辺も含めてですね、村上課長はこれから産後ケアをどのようにお考えになりますか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

産後ケア、先ほども言いましたとおり身近な接するお母様方から声を聞いたりとかですね、現場の声を利用して聞いて、一応産後ケアを進める上でどうしても専門職の手が必要になってきますのでそこの体制づくりとかも頭に入れながら状況を見てですね、事業進めなくてはいけないと思うものはもう進めていかなきやいけないと思っておりますので、適切に判断して行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ぜひよろしくお願ひいたします。

ちょっと余談なんですけれども、執行部の皆さんの席というのは、何かこうルールがあつてこの並びになっているのかちょっと私も分からんんですけども。こども家庭センターができますね、でもこの議場の中では、健康増進課とこども課がもう全く目も合わないような位置関係なので、これって何か席替えとかちょっとあるのか分からんんですけども、今後、いいように配置ができるといいななんて思いながらでした。すみません。

次に進みます。

妊娠中の支援として、パパママ教室があります。コロナ禍も明けて、近隣自治体も集団での教室を実施しております。基山町では、希望があれば個別で対応するというやり方をされていますけれども、今年度パパママ教室を受けられた方は何名いらっしゃいますか。また、内容はどのようなことをされておりますか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

パパママ教室の件数ですが、令和5年度が2組ですね、令和6年度が11月末までに1組行っております。内容としましては、先ほど言わされましたとおり集団ではちょっと実施していくなくって、個別に希望する方に実施させていただいている。内容は妊婦の模擬体験ですね、それから沐浴の体験、赤ちゃんの着替えの準備とかお風呂の準備、お風呂の入れ方、お風呂から上がった後の赤ちゃんのスキンケアとか、洋服の着せ方、水分補給などを含めた体験ですね、それから保健師さんからの個別の相談とお話をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

パパママ教室は妊娠、出産、子育てのイメージをつかむためにとても重要だと思っていま

す。赤ちゃんが家族に加わることは大きな喜びでもあります、同時に父も母も心身ともに大変不安定になりやすい時期もあります。今までできたことが思うようにならないことも増え、再度家族としての役割を見直す必要も出てきます。例えば赤ちゃんの風呂の練習、先ほどの沐浴の練習ですけれども、技術を得るということよりもですね、体験を通して母親であったり父親であったりの役割を意識したり、子育てとか生活のイメージをするというところの意味がとても大きいと思います。先ほどの松石信男議員の一般質問でもありましたけれども、父親の育休の取得率はすごく高くなっていると思いますけれども、まだですね、取るだけ育休という言葉が時々耳にするように、父親が具体的に何をするのか、話し合えていないと大変危機的な状況になることがありますし、そういういたケースを私もちよつと何件か見てきました。言いたいのがですね、必要な方はどうぞという、すごく待ちの姿勢のパパママ教室というんですかね、では申し込む側も何か特別なことに行くみたいな感じがして、ちょっとハードルが上がるのかなというふうに私は思います。なので、もう年間これだけ開催しますというチラシか何かを渡して、皆さんぜひ参加してくださいという、来てくださいというほうのですね、呼びかけるようなパパママ教室をしていただけたらと思うんですけども、来年度に向けていかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

パパママ教室の案内につきましては、母子手帳の交付時にですね、マタニティーブックとか健康カレンダーに記載して、周知しながらですね、必要な方からお問合せいただきパパママ教室を実施しています。今現在はお仕事をされている妊婦さんが多いということと、産婦人科でも教室が行われているということで、希望される方に個別に実施しています。私ですね、今年度実際にパパママ教室に参加させて、見学させていただきまして、その方見させていただいて、やっぱり個別にあったほうがいいというところで、希望する方が自分の都合でされたほうがいいなって思う面もあったりしてですね、自分の理解、その方の理解の程度とか、疑問に思ったことをその場ですぐ聞けることがあったりとか、個別に希望するときでできるというのはいいことだなって思っておりまして、それで、いつパパママ教室をしますよってこう日程をしてもなかなか仕事とかで合わないのか、日程が合わなかつたりするかと思いますので、個別に今のところ対応していきたいなと思っておりますので、今後また状況を

見て、必要であれば変更を加えたりとかもしていきたいと思っておりますが、ちょっと今のところは個別に対応させていただいて、そしてあとまたパパママ教室の周知についてはまたもう少し周知が希望される方をというか、ありますのでどうぞ御利用くださいということを強く言つていきたいと思います。

以上です。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

個別で今後も実施していくということでもう一度ですね、個別ですることのメリット、デメリット、集団のメリット、デメリット、きちつとちょっと確認させていただいて、今後に向けて検討していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

話は遡りますが、昨年9月の一般質問で子育て中の父親、母親の課題や困り事についてお聞きしましたところ、前課長から子供の一時預かりや家事支援の相談が多いということだったんですね。ファミサポや、利用者が少ない病後児保育施設を利用して子供の一時預かりをしてはどうですかというふうに提案させていただいておりました。この辺については何か検討されてありますでしょうか。どちらに聞いたらいいい、こども課長。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

ファミリーサポートという事業を以前から実施をしておりまして、地域で子供を預かっていただける方と預かってほしい方とそれぞれが会員登録をされて、そういう子供の一時預かりなどを行っている事業でございます。病後児保育室で一時預かりをというようなことは、これまで検討をしておりませんけれども、ファミリーサポートにつきましては、近年、御利用が増えているような状況ではございます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

昨年はファミサポの協力会員が七十数名おられるというふうに聞いた記憶があるんですけども、乳児の預かりに対応できる方は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか、もし分か

ればお願いします。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

ファミリーサポートセンターの協力会員の養成講座というのを、コロナが明けましてから開催を再開いたしまして、今年度また協力会員増えておりまして、現在81人の協力会員がおります。そのうちですね、乳児に対応できるということでは、一応ファミリーサポートセンターは、6か月以上の子供さんからを対象にしておりますけれども、1つだけその預かりではなく、産後ママの支援ということで、赤ちゃん産まれた後のお母さんのお手伝いというような、子供の預かりではなくですね、ママのサポートというような形で協力できるというふうにアンケートで答えていただいている方は、その協力会員81人のうち15人というふうに把握しております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございます。ぜひ周知していただいてですね、利用につながるようにしていただけたらと思っております。切れ目なくうまくつながっていくようにですね、この子供のカレンダーがあるんですけども、これ大体子供の出生からずっと時系列で書いてある分なんですけれども、母親父親のことに関してはこの下のほうに、たくさんどんどんいろんなことが追加されて載っているんですけども、こういった部分もですね、どんな支援が受けられるのか、こども課の担当の部分と健康増進課の担当の部分と必要であれば教育学習課の部分も一覧で見られる、見える化するものがあるとですね、非常に助かるかなと思いますので、また御検討いただければと思っております。

4番の病後児保育についてです。

利用者数については、事前登録や医療機関への周知を行っても利用者の増加には何かつながっていないのかなという印象を受けています。恐らく周知不足が大きな原因ではないのではないかなと思っています。病児、病後児保育をしている小郡のほうにあるまどかチャイルドケアセンター、あるかと思うんですけども、お問合せがあってちょっと症状的に基山町の病後児保育では預かれないと伺ったことがありますけ

れども、もし分かればいいんですけども、基山町の方の利用人数が分かっていれば教えていただけませんか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

小郡市にあります、まどかチャイルドケアセンターというところがございます。一般の病院でございますけれども、そういう子供の病児、病後児の保育事業預かり事業をしている施設でございまして、令和5年度の利用実績を伺いましたところ、まどかチャイルドケアセンター全体では580人の利用がありまして、そのうち基山町から12人ということで人数を聞いているところでございます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

結構利用されているのでちょっと驚いたところでした。そういった意味では病児保育というところでは、受皿がちょっとあるというところに思ってもいいのかなと思っています。イ、の町営の病後児保育としての今後の方針についてです。

子供の安全を最優先に、どこまで保護者のニーズに応えられるか検討を行っているとのことですけれども、先ほどのこども課長の答弁のように、そういう施設は町内になくても近隣にはある。しかも、実際に利用しているという実績もある。さらには、基山町の病後児保育より利用者数が多いという現状が今お聞きして分かりました。基山町の病後児保育に対する保護者のニーズはもちろん、病児を含めた病後児保育だと思いますけれども、基山町としては対象の拡大、見るですね、病後児という範囲を拡大していくのか、さらに病児となれば現在の体制では難しいと思いますけれども、そこも含め、今検討がなされているようでしたらお願いいいたします。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

御存じのように基山町の病後児保育施設は、公設公営で現在行っておりまして、決してその医療機関ではございません。あくまでも、病気の回復期にある子供が、集団生活にはちょ

っとまだ難しいかなというときに預かる施設として基山町の職員であります保育士や、保健師などが対応して保育を行っている施設でございます。保護者のほうからは、やはり感染症、例えば最近はやっていますインフルエンザなど、子供の熱が引いた段階で、もう仕事に行きたいので預かってほしいというようなお声が届くこともございますけれども、あくまでもまだその熱が下がって数日間は感染の危険があるというような待機期間ということにもなっておりますので、感染症のお子さんは、待機期間が明けるまでは病後児保育室ではちょっと預かることが難しい現状でございます。そのように、医療機関ではない私どもの公営の施設で病児を預かることには大変やっぱり大きな壁があるといいますか、難しいことだなというふうに感じているところでございまして、ただ病後児の御利用につきましてはもう少し利用の手続を簡素化したり、それから周知をもっと図ったりということで、努力をしていかなければならぬというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

そうですね、使い分けながら両方使いながらという形で進めていけるんじゃないかなというふうに思っていますし、それで空いている日にちが多いんであれば、また別の利用もですね、別々の使い方、使い道も考えていってくださいとおもふてます。

5番目の学童保育に進みます。

待機児童がゼロであることは大変すばらしいことだと思っております。対象学年の拡大は把握しているんですけども、受入れ時間の延長というのがちょっと私、分かってなくてですね、いつ頃どのように拡大されたのか、また現在もさらなる受入れ時間の拡大を検討されているかお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

すみません、受入れ時間の拡大、時間外をですね、19時まで行っているんですが、ちょっとそここの始まった時期というのはすみません、手持ちに持っておりますんで、児童クラブは2時から大体18時までを基本として、それ以降の分が時間外として延長してお受けしております。児童を利用される方がやはり就労等で家におられないというのがございますので、そ

ういった就労に対応した形で行わせていただいております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ちょっとすみません、段ボールに貼って写真持ってきたんですけども、すみません、御覧ください。

これは、ひまわり教室A、Bの開所前の大体7時50分ぐらいの様子です。これは4月でしたので保護者の付添いもありますけれども、時間気にしながらもう時計見ながらですね、最後までは付き添えずに途中で慌てて出勤される保護者もおられました。夏休みに入ると大分保護者の付添いも減ってきています。以前はですね、門が開くのも8時ちょっと前ぐらいだったので、道路にずらっと車が並んでいたんですけども、今はちょっと門も開く時間が早くなってきて、中には入れて子供を下ろして、もう保護者は出勤するみたいな形で、これも15人ぐらい並んでます。これ夏ですね、このひまわりA、Bってもう直射日光がもうじりじり当たって、もう8時ぐらい30度近いですね、非常に暑い。何とかこの子供もね、支援員さんたちも外で待つてある状態だと思います。支援員さんは7時45分とか50分ぐらいに、子供たちを見ながら開所の準備をされているんですけども、その時間って勤務時間になっているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

勤務時間になっております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

勤務開始は何時からになっていますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長、マイク。

○教育学習課長（古賀 浩君）

全員ではなくてですね、要は鍵を開ける、下準備をするということで大体お1人が担当と

なりまして、大体30分前になると思うんです。8時からが業務になっております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

恐らくもっとたくさんの方がですね、支援員さんが保護者がもう行ってしまっているので、一緒に付き添いながら見てくださっている現状を一度見ていただければと思います。保護者からもう少し開始を早くしてほしいという声は上がっていますか。これは教育学習課のほうがいいのか、子ども課のほうのアンケートがいいのかちょっと分からないですけれども、分かっていれば、お願ひします。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

一応、たしか複数名の2人ぐらいの方からですね、そういったお声はいただきました。ただ、どうしても支援員と補助員、中で働いていただくスタッフですね、こちらの確保がやはり夏休み早い、もともとが8時と今8時からスタートですので、早い時間にそれ以前から準備、あるいは要は準備をするというところでですね、非常に早朝になって、そういった人員の確保もできるのかというのもありますし、一応そういった、どうにかできることがないかというのは検討を1回したことあるんですが、現状のところで今、させていただいております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

声に上げている方というのは結構なかなかおられないんですけども、厚労省とかで調査があつてたりもしますけれども、小1の壁ってよくお聞きしているかと思います。支援員さんの問題も大きいかと思いますけれども、やっぱり子供の小学校入学に合わせて仕事を退職したり、転職せざるを得ない保護者が一定数おられます。長期休暇中は、親の朝の出勤が早いために、ファミサポを利用して自宅から学童までの送迎をお願いされている方もいらっしゃいます。あとは、学童に預けるためにいつも仕事に遅刻して、その分時給が減っていますという声も聞いています。ちょっとこの時間が正しいか分からないんですけども、7時

半に出勤される方がおられる。せめて1クラスだけ、例えば学童Cだけ7時半に取りあえず部屋に入れる。駐車場にずっといるんじやなくって、部屋の中で待機させるような、何かそういういった形でも安全な場所で子供が過ごせるという形を取れないか、何かもう全部を解消しなくともいいので、何とかその辺を少し工夫できないかちょっと検討していただければと思います。この分に関しては、御答弁結構です。

○議長（重松一徳君）

答弁要りませんか。

○1番（工藤絵美子君）

はい。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今工藤議員が言われるように、待機の部分というか朝の待ち時間を外で待っているということについては、今課題と感じたところですし、やっぱり通常だったら8時までに学校に行きなさいということなんで、恐らく30分早く開ければ今言われるような問題については解消できるというところです。

一方でこの課題のところでも述べましたように補助員、支援員さんたちの確保というところは特に夏休み苦労しているところですので、一斉に開けるところやっぱり難しいと思いますので、今言わされたように、ちょっと延長保育の反対版というか、30分の受入れが可能かどうかについてはですね、あるいは待機場所というふうに言われましたので、夏休みの待機場所で例えば、今度D教室をまたランチルームを使うことになりますから、そしたら一旦校舎内に入りますから、そういうところに待機できるという方法もありますので、ひなたの暑いところで待たないでいいような工夫については、ちょっと検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

令和5年9月の学童保育に関する大山議員の一般質問で、柴田教育長から障害をお持ちの

お子さんが5名以上いたら、加配をつけることができるようなメニューを目にしたので、調査研究の後、検討したいと御答弁されました。その後この件についてはいかがだったでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今年度は1人、支援員を増やしている状況ではあります。その辺りの予算の使い方については、そのメニューを活用しているかどうかというところについては、ちょっと私の方では把握しておりませんのでちょっと課長のほうからお答えしたいと思います。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

まずメニュー自体はですね、ございますが、現在は使っておりません。ただ一方で、このメニューの中の上限額が決められておりますので、当然そこはもう超えて、今、住民皆さんのサービスということでやっておるんですが、そういった部分もありましてですね、現在使っていません。ただ、こういった支援員さんの困り事というのは、意見でいただいておりますんで、今現在、専門家による巡回、あるいはもう子供たちも含めて支援員さん、補助員さんへのこういうふうにやつたらどうですかというような専門家からのアドバイス、そういうのをですね、もう受けるような形で委託をして、今年につきましても特に長期休暇が長いので7月から8月を集中的に1回、1クラス2時間なんですが見ていただいてですね、既に4月から10月で一応46回ほどはそういった専門家に見ていただいて、そういう助言等をしていただくような形で、そういった対応で今進めさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

対応で関わり方であったり、いろんなそういったアドバイスもいただけているかと思いますが、支援員さん、多分頭数というか、手が欲しいというふうにおっしゃっているのではないかとはちょっと思います。そのときの町長の答弁の中で、ふだん特別支援学級に行っていない通常学級のお子様でも、夕方ぐらいになると少し様子が変になって、大体夕方ぐらい

から少し過動するような傾向がある。ちょうど学童に、放課後児童クラブに来るぐらいにそういう状況に陥るという話をよく聞きますというふうにおっしゃられていました。恐らく現状はそうなんだと思います。ただ一般的に発達障害をお持ちの方が、夕方になると落ち着かなくなるというわけではありません。環境の影響が一番大きいのかなと思っています。一日学校で頑張ってストレスもたまっていて、学童保育は学校と違ってちょっと自由があります。半分家に帰ったような気分になるのだと思います。私も学童保育にお迎えに行くとともにぎやかです。静かにしませんとか走りませんとかいうのはもう日常に飛び交っていて、机は椅子じゃないとか、窓から外に出ませんとか、靴下で外に出ませんとか、階段で寝転びませんとかもう本当にあらゆるもの多種多様なこんなことをするのかというぐらいの様々なお子さんの様子が見られて、そらもう日頃から支援員さんたちの御苦労が伝わってきます。支援員さんの表情も険しいこと也有って、ひどくお疲れのようだなって思うことが結構ございます。待機児童がゼロであることは大変すばらしいんですけども、やはり基準は満たしているとはいっても、子供たちにとっては環境的にも心理的にも窮屈ではないのかなという印象があります。ひまわりD教室については、今後また新校舎からまたランチルームのほうに移っていくのではないかなと思いますので、本来学校で利用するスペースに制限が出てきたりとか、今後不都合がないように進めていただければと思っています。より専門的な対応でいえば、放課後等デイサービスの利用が望ましいお子さんもいらっしゃるかもしれませんけれども、落ち着かない子に禁止の言葉とかで抑制するのはかえって症状を強めたりする可能性があります。じつとしていられないのであれば、どちらかというと体を動かす発散のほうがですね、効果が得られる場合もありますし、そういう意味ではもう少し身体活動とかそういった活動ができるような学童保育があると子供や保護者にとっても選択肢が増えるのではないかと思っています。現在基山町内の学童保育は公設公営で全て賄っておられますけれども、今後学童保育を民間へ委託するとかの考えはありませんか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

まず、一般的に近隣のですね、部分を言いますと佐賀市さんは大きく報道で民間委託の方で動かれています。周りの部分についてはやはりそういったところでですね、なぜかといいますと、私ども同じ悩みがあるんですが、やはり支援員さん、スタッフがなかなか集まら

ないという部分ですね、そういったところで民間の力を借りて民間活用みたいな感じで行っているという部分があるかと思います。当然私どもも今は直営でやれていますけれども、そういったスタッフの配置等ですね、部分で、悩みは常にその余裕があるものではないので、やはり現在もスタッフ、お願いをして集めておりますので、その辺は同じような状況が来るのではないかとは思っておりますが、現時点では、今その辺も何とかスタッフを集める方法とかですね、そういった検討を内部で行って進めておりますので、現時点ではそういう形ですが、先ほど質問の言われたように、この先ではそういった課題の解決方法としてやはり民間の活用というのも視野には入ってくるんじゃないかなと思います。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

状況を見ながら検討していただければと思います。今後も保護者が安心して働く、子供を安心して預けられる、子供も支援員さんたちも元気に過ごせる、そんな学童保育となるよう今後も事業を進めていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に6番、小中学校での熱中症対策です。

体育館の冷房に関しては、多額の費用がかかると思いますので、そんなに簡単なことではないと思っています。ひとまず、スポットクーラーなどを入れて体育館全体でなくとも、熱くなった体をクールダウンできるような対策はできるのではないかと思っています。先月ですね、PTAでベルマーク委員でけれども、小学生を集めてですね、どんな備品があったら、結構ベルマーク点数たまっているので、何か必要なものが買えそうだったので、もう子供たちに要るもの聞こうって聞いたんですね。どんなものが要るって出てきたのが、ボールとかそういう遊ぶ道具ですね。と、あとはやっぱりもう暑いからとにかく涼しいものが欲しい。他のやっぱりスポットクーラーとか冷水機があつたらいいなという要望が出ました。ちょっとまだその辺は学校との調整が必要なので、取りあえずボールとかそういう遊具はもう注文この間させていただいたんですけども、やっぱり暑さが子供にとってはかなり負担になっているかなという印象を受けています。夏休み期間については、大分市の小中義務教育学校が熱中症対策を児童や教員の負担軽減のために、来年度から夏休みを7日間延長するというニュースを見ました。夏休み明けの1週間は、今基山町がですね、4時間授業で大変暑い時間に下校することを考えると、熱中症の観点から非常に危険だなというふうに思って

います。ここに関しては、先生方のアンケートを実施されるというふうに答弁いただいているけれども、保護者や子供たちの声があればお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

まず、体育館のクーラーの件ですけれども、何らか対策できぬいかというところでバズーカタイプのエアコンというやつがあって、室内機と室外機が一緒になって室外機の熱風が上に上がって冷風が下に行くというタイプが近くの筑紫女子大学ですかね、にあったので見に行きました。涼しかったんですけども、音がすごいというのと結局室内機と室外機が合体しているので、ドレーンホースが内側にあって、バケツに水がどんどんたまって1時間に1回ぐらい捨てに行かなくちゃいけないとかですね、課題もありましたのでちょっとこれ、小中学校に入るのは難しいなという、場所もすごく取ったのですね、それでちょっと先ほど言われたようなスポットクーラーの設置を来年できぬいかというところを今検討しているところです。

それから、今言われたのが夏休みの期間ですけれども、アンケートについて、まさに今、教職員に取っているので、先生たちがまずどう思っているかというところをまず把握したいなと思っています。この前PTAの意見交換会でも保護者の方は半々ぐらい、若干、ちょっと夏休み元に戻したほうがいいんじゃないというふうな方のほうが多いぐらいでしたので、意外と保護者の方もそういう意見なんだって、あの数でしたけれども、把握したところです。全体に保護者の意見を今の段階で取ると、何かすごくそっちの判断が難しいところになりますので、まず先生たちの意見を見て判断したいなというところと、子供たちにアンケートを取ると恐らく夏休みは長いほうがいいというふうに言うでしょうから、そこは取らなくていいかなと思っていますので、まずその結果を見て考えていきたいと思います。もう、大山議員が議会だよりにもう3日間なるみたいなことを書いてありましたので、あの辺も含めて今検討中でございます。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

最後の質問となります。

熱中症対策で保護者の方からですね、もうこれだけはどうしてもお願ひしたいという声をいただいている。中学校ですけれども、夏の期間は制服ではなくて、体操服の短パンと半袖シャツで過ごすことはできないでしょうかということでした。私たちの頃はブルマーでしたけれども、今は外で出歩いても全く大丈夫な立派な体操服です。通気性もいいし、動きやすいですし、結構値段が高いだけに丈夫ですし、毎日じゅぶじゅぶ洗えるので清潔も保てます。あとはシャツをですね、ウエストにインすると、熱中症のリスクがあるというか運動後に4度ぐらい違うみたいです、出しているのと入れているのでは。なので、それも子供たちの熱中症予防とか健康のためですので、先生たちにはぐっとこらえてシャツアウトで着られるaosをですね、許してほしいなと思っております。恐らく来年度も猛暑になるかと思います。検討しますではなくてですね、いいですね、やりましょうぐらいの御答弁がいただきたいと思っていますが、中2のお子さんをお持ちの今泉課長は、いかが思われますか、ちょっと時間ないんですけども、すみません。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。もう時間がありません。

○教育長（柴田昌範君）

もう、これ校長会のほうでも検討して、積極的にその辺検討しましょうということになつて、イン・アウトの話はまだしていませんのでこれからお話ししたいと思います。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（重松一徳君）

以上で工藤絵美子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時00分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、末次 明議員の一般質問を行います。末次議員。

○9番（末次 明君）（登壇）

皆さん、こんにちは。

9番議員の末次 明でございます。

傍聴席の皆様、傍聴ありがとうございます。

今回私は、基山町から犯罪をなくそうということで、一般質問通告をいたしました。安全な国として世界に誇ってきた日本が少しづつ崩壊してきているからです。このままでは、基山町で犯罪被害に遭う人、犯罪を犯す人、事件に巻き込まれる人が増えるのではないかと懸念しています。そこで、町民、地域が一丸となって防犯意識を高め、犯罪件数ゼロを目指そうということです。そのためには、安心安全のまち基山町を広く町内外に宣言して、犯罪を起こしにくいまち、起こしにくい環境を整備しましょうということです。町長、議会、地域はもちろん、マスコミやSNSなどあらゆるものを利用して全国に、そして何よりも、犯罪を起こそうとしている人や組織に、基山町の防犯対策はすごいと思ってもらうことです。これを効果的に行うには、他の自治体よりもいち早く徹底的に取り組むことです。質問に入る前に、まずは今現在、基山町内で見守りや防犯活動に関わっていただいている全ての組織、関係者の皆様に感謝と御礼を申し上げます。

質問事項ですが、（1）基山町として「安心安全のまち」を宣言して、防犯に取り組みましょうということでア、防犯を推進する町内の組織はどのように機能しておりますでしょうか。

イ、地域における見守り活動や防犯パトロールについてどう評価しておられますか。

ウ、町内の郵便局、宅配業者、新聞配達などの組織との協定はどうなっておりますでしょうか。

（2）町内での犯罪発生件数状況について伺います。

ア、犯罪が凶悪化していますが、本町では年間どれぐらいの犯罪が発生しているのですか。昨年度の刑法犯件数は何件ですか。

イ、空き巣、詐欺被害、不審者情報などがあった場合、どのような方法で地域住民に伝えておられますでしょうか。

（3）特殊詐欺に対する町民の意識改革に町としてどのように取り組んでおられますでしょうか。

ア、特殊詐欺被害について、防災行政無線や安心安全情報メール等による注意喚起の状況

は現状はどうなっておりますか。

イ、自動通話録音機、防犯グッズなどの購入に対する支援対策はどうなっておりますでしょうか。

(4) 強盗などの凶悪犯、暴行、傷害、恐喝などの粗暴犯、窃盗などを見守り強化や防犯対策の徹底により削減できないでしょうか。

(5) 防犯灯、防犯カメラの整備について伺います。

ア、設置基準、点検はどのような手順で行われておりますでしょうか。

イ、今後の防犯灯、防犯カメラの設置計画の方向性はどうなっておりますでしょうか。

ウ、街路樹によって道路の見通しが悪く、死角となっている箇所があります。街路樹剪定の基準はどうなっておりますか。

エ、景観や見通しを悪くしている看板等の設置に対する町の取組はありますか。

(6) SNSやマスコミなどあらゆるメディアを使って基山町がやっている防犯対策をアピールできませんでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次 明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、「安心安全なまち基山町」宣言をして犯罪ゼロのまちを目指せ。

(1) 基山町として「安心安全のまち」宣言をして、防犯に取り組め。

ア、防犯を推進する町内の組織はどのように機能しているのかということでございますが、各区から推薦された委員の方々、そして基山交番の所長さんで編成されます安全なまちづくり推進協議会を毎月開催し、防犯に関する協議、情報交換を行っているところでございます。

会議内容はですね、月に1回の団体長連絡会議や、それから各区の運営委員会で報告していただき、町民の皆さんへの周知及び注意喚起を行っているところでございます。また、安全なまちづくり推進協議会、補導委員会、男性ボランティアの会等の各種団体や、町民の皆さんの協力により地域や子供の見守り活動、防犯パトロール、ながらパトロールを実施しているところでございます。

イ、地域における見守り活動や防犯パトロールについてどう評価しているかということで

ございますが、地域や子供の見守り活動、防犯パトロール、ながらパトロールにつきましては、安全なまちづくり推進協議会、補導委員会、男性ボランティアの会等の各種団体や町民の皆さんとの協力により実施され、町内の犯罪防止につながり大変効果があると思っています。抑止力というかですね、そういう方々がまちの中を歩いていただけ、単に歩いていただけでもですね、非常に抑止力につながっているんじゃないかなというふうに思って感謝しているところでございます。

ウ、町内の郵便局、宅配業者、新聞配達等の組織との協定はどうなっているかということでございますが、住民が安心して暮らしていける地域社会づくりの実現に寄与することを目的に、令和2年9月29日、鳥栖警察署、鳥栖郵便局、基山郵便局、基山町による4者で地域における協力に関する協定を締結しているところでございます。

協力の内容といたしましては、郵便局員が基山町における業務中に、高齢者、障害者、子供等の何らかの異変に気がついた場合には町へ情報提供を行い、緊急を要する場合には直接消防または警察等の関係機関に通報するというそういう形になっております。また、高齢者等を対象にした見守りネットワーク事業において、鳥栖郵便局、基山郵便局、九州電力鳥栖営業所、セブン-イレブン・ジャパン、佐賀県医薬品配置協議会、佐賀県LPGガス協会鳥栖支部、コープさが生活協同組合、明治安田生命保険佐賀支店と協定を締結しておりますので、連携して見守り活動を行いたいというふうに考えているところでございます。

(2) 町内での犯罪発生状況についてということでございますが、ア、犯罪が凶悪化しているが、本町では年間どれくらいの犯罪が発生しているのか。昨年での刑法犯件数は何件かということでございますが、令和5年度の犯罪発生状況は詐欺が13件、万引きが10件、自転車等の乗り物盗、乗り物を盗むことですけれども乗り物盗が8件、それから建造物損壊が7件、暴行4件、それから置き引きが3件、その他の犯罪が10件で合計55件というふうになっているところでございます。

空き巣、詐欺被害、不審者情報などがあった場合、どのような方法で地域住民に伝えていくのかということでございますが、詐欺や不審者情報等については、ホームページや広報紙に掲載して周知しているほか、赤色回転灯積載車による広報活動を行い、注意喚起を行っているところでございます。また、安全なまちづくり推進協議会委員の方に毎月の各区の運営委員会の中で、町内の犯罪情報を報告していただいております。実際に町内において、設備業者やリフォーム業者を装った電話や訪問があり、被害に遭いそうになった事案がありまし

たので、ホームページ、広報紙への掲載、チラシを作成し周知したほか、そのタイミングでですね、赤色回転灯積載車によるパトロール、そして注意喚起の放送もですね、ちょうどこの地域でこういう詐欺が今行われています、例えば屋根を改修するみたいな話だったと思いますが、ああいう密集の住宅地だったのでそこの地域にですね、すぐに車を入れてそういう放送をしながら走るという形をとりました。

(3) 特殊詐欺に対する町民の意識改革に町としてどのように取り組むかということなんですが、ア、特殊詐欺被害について、防災行政無線や安心安全情報メール等による注意喚起の現状はどうなっているかということでございますが、特殊詐欺等の情報についてはホームページ、LINEなどを活用し、情報提供や注意喚起を行っております。また、佐賀県警察安心情報や防災ネットあんあんの登録者数を増やし、広く町民の皆さんへ情報提供できるよう、登録方法を広報紙、ホームページ、LINEなどに掲載し周知してまいりたいというふうに考えております。

イ、自動通話録音機、防犯グッズなどの購入に対する支援対策はどうなっているかということでございますが、現在、自動通話録音機であったり、防犯グッズなどの購入に対する助成を行っておりません。他の進んだ自治体の事例等を調査研究させていただき、そういうものの検討もしていきたいというふうに思っております。

(4) 強盗などの凶悪犯、暴行、傷害、恐喝などの粗暴犯、窃盗などを見守り強化や防犯対策の徹底により削減できないかということでございますが、現在のところですね、幸いなことに基山町では強盗などの凶悪な犯罪は起きていないところでございます。今後も鳥栖警察署と連携し、町内の循環パトロールの強化を図るとともに、安全なまちづくり推進協議会、補導委員会、男性ボランティアの会等、各種団体や町民の皆様との協力による地域の見守りや防犯パトロール、ながらパトロールなどを引き続き行うことにより、犯罪防止に取り組んでまいりたいというふうに思っております。現在は凶悪な犯罪は起こっておりませんが、これからまたどういう状況が起こってくるか分かりません。様々な犯罪形態が今、起こってきていますので、そういう情報を集めながら対応できるようにしていきたいというふうに思っています。また、最近の犯罪は高齢の方が狙われやすいため、本来一人暮らしの高齢者等の急病や異常の早期発見のために対応しております緊急通報システムを活用し、家に不審者等が来た場合にも警察や警備員が気づけることができる体制整備を行っていきたいというふうに思っております。今回の一般質問でもう既に2回ほど出てきた、この緊急通報システ

ムですね、これをですね、2種類あるということの特に2つ目をこれからどんどん広げていって、それは防犯にも役立つようにできないかという、今、検討を始めたところでございます。

(5) 防犯灯、防犯カメラの整備について、ア、設置基準、点検はどのような手順で行われているかということでございますが、防犯街灯は各区からの要望があり、現地確認を行い、基山町防犯街灯設置基準等に関する要綱に基づいて設置しているところでございます。防犯街灯の点検については、各区の区長、安全なまちづくり推進協議会委員の方から点検や消灯している場合は報告をいただき、随時町のほうで修繕を行っているところでございます。また防犯カメラの設置は、各区からの要望や開発等により、地域の情報状況が変化した場合に現地確認を行い、基山町防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱及び基山町防犯カメラ設置指針に基づいて設置しているところでございます。

防犯カメラの点検につきましては年1回保守点検業務を委託し、カメラ、録音装置などの点検を行い、点検結果により修繕を行っているところでございます。

イ、今後の設置計画の方向性はどのようにになっているかということでございますが、防犯街灯の設置については現在、各区から要望があり、区または地区で電気料を負担することに同意され防犯上必要がある場所へ設置をしていますが、今後も同様に設置をしてまいりたいと思っております。また、蛍光灯の防犯灯が故障した場合には、随時LEDへの交換を行っているところでございます。場所によっては、区、地域からの電気料じゃなくて町が電気料を持っているようなそういう場所もございます。

防犯カメラの設置については、各区からの要望や開発等により地域の情報が変化し、実際にそこをチェックして、防犯上設置が必要というふうに担当課が判断した場合にはですね、随時設置を検討しているところでございます。最近はもう大体のところに設置されたんですが、この防犯カメラはほとんど設置、基山していなかったんで、私町長になってから始めたようなものなんですけれども、最初のほうは私自身が自ら行ってここ本当にいるのかどうか、ちゅうチェックをしていましたが、もうすごい数になったので、もう今は担当課のほうに全部お願いしているというそんな感じでございます。大体のところにはですね、防犯カメラについてきたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。何で前、基山町が防犯カメラがつけていなかったかというと、プライバシーの問題があるのでつけられませんというので議会で答弁がずっとされていた、過去の見るとそうだったんで、もう私のときに

なって、もともと防犯カメラはテープで撮って、ある一定で上書きするので、それを誰かが見ているわけではございません。もちろん図書館とか学校の一部は、随時見ているようなものもありますが、それ以外のものはプライバシー問題は全くないと思いますので、つけられるところにはつけることで、それが抑止力になるというふうに思っております。関係ないことですが、不法投棄をやめさせるの一番いいのは防犯カメラでございまして、防犯カメラをつけると不法投棄は大体そこはなくなりますんですね。ただ、他のところにまた不法投棄するのかもしれませんけれども、そういう感じのところがございます。ちょっと離れてしまいましたけれども、すみませんでした。

それから、ウ、街路樹によって道路の見通しが悪く、死角となる箇所があるが剪定の基準はどうなっているかということでございますが、町道にある植樹帯のツツジなど低木につきましては、地上50センチの高さで樹木が傷つかない程度で、植栽ポットからはみ出さない形を基本として剪定をするというそういうルールになっているところでございます。逆に今度は低木じゃなくて高木の枝葉の剪定につきましては、高さ5メーターまでとし、上部先端は電線等に3年から4年は触れない程度で剪定し、道路側はトラックなどの大型、中型車両の通行の妨げにならないように剪定するというふうな、そういう形で今剪定を行っているところでございます。また、道路の植栽等により見通しが悪くなっている場所については現地を確認し、国道は国道事務所、それから県道は佐賀県東部土木事務所へ伐採を依頼しているところでございます。ただ緊急の場合は、町のほうで了解取って切ったということもございます。

エ、景観や見通しを悪くしている看板等の設置に対する町の取組はあるかということでございますが、町が設置した看板は点検を毎年行っており、各区から上がってくる報告を受けて改修または撤去をしているところでございます。令和5年度にはSAGA2024国スポ・全障スポの開催に向けて県の補助金を活用し、町が設置した公共性を有する看板で老朽したものについては45か所を改修、6か所を撤去を行いました。また、違法広告物撤去活動実施者講習会を受講し許可を受けた安全なまちづくり推進協議会委員が、毎月の会議の終了後、違法屋外広告看板の撤去活動を行っていただいているところでございます。

(6) SNSやマスコミなどあらゆるメディアを使って基山町が行っている対策をアピールできないかということでございますが、町で行っている防犯対策について詐欺手口の多様化、詐欺被害の増加がしているところから、ホームページ、広報紙、LINE等を積極的に

活用し隨時情報提供や注意喚起を行っているところであります。また、地域や子供の見守り活動、防犯パトロール、ながらパトロールなどを実施し、町内の犯罪防止に努めていきたいというふうに思っております。こういった広報であったり、活動はやはり多過ぎて困るということはないと思いますので、広報についてもいただいた意見をまた参考にですね、より強化していく、広報をやっている、広報を見ていただくと言ったらいかんな、見てしまう犯罪者の方がそれを見ることによって少しでも抑止力が働くようなそういう感じの活動をこれからまた考えていきたいと、そして安全なまち基山を目指していきたいというふうに思います。

1答目の答弁は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

まず、防犯を推進する町内の組織はどのように機能しているかを伺いました。

町長にお伺いしたいんですけども、この安全なまちづくり協議会の中で基山町というのはどのような立場、立ち位置にあるんでしょうか。また、松田町長もこの会合には時々出席されますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、私も年に何回かは必ず出させていただくんですけども、特にメンバーが変わったときなんかは。当然ながらうちの担当課はもうメインに出て、その会を、会長さんは委員の中に1人おられるんですが、その人をサポートするような形で会を進めていくという形になります。あと大体ほとんど、人によっては来られなかつた署長さんもおるんですけども、最近の署長さんは大体来られていただいて、最新の犯罪情報等なんかも流していただけるという形になっております。それで、すごく安全なまちづくり協議会のメンバーがすごく団結力があってですね、これのOB会なんかがずっとあって、実はロードレースの主となるいわゆるボランティアの一つとして、安全なまちづくりOB会という方々が歴代ずっと何十人つて来ていただいてロードレースを支えていただいている。つい最近もそういうことがございましたし、ああいう樹木の伐採とかクリーンアップK I YAMAのときも企業のグループと

同じように、この安全なまちづくりのグループのO B会の方々が一緒に参加していただいたりも、これ毎回していただいてますが、そういう活動もやっていただいておりますので、非常に感謝もしておりますし、非常に機能もしているというふうに思っているところでござります。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

どちらかというと警察主導の協議会かと思うんですけども、私も毎月第6区の運営委員会に出席いたしまして、区の推進員の方から協議会だよりと活動報告を受けています。身近に起きている犯罪情報なので、この頃ですね、巧妙な犯罪が増えているなということを実感しております。この協議会の中で、基山町は今現在どのようなサポートをしていただいているんでしょうか。例えば、ここの場所を強化してくださいとか、防犯教室を開いてくださいとか、そういうふうな町民目線の要望というのは、その会合の中では、協議会の中に伝わっているんでしょうか。（「基山町で……」の声あり）

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私が答える……担当がいますが、今の質問は、基山町が何かその協議会に諮問じゃないけれどもこんなことやってほしいみたいな、そういう話を言っているかというそういうことですかね。（「そうですね」の声あり）私が出たときの話によりますと、大体警察からこういう心配があるとかそれから町からもそういう報告をして、それに対して注意をしていただくということをお願いしているというのが、メインかなというふうに思っておるところでござります。担当は担当課のほうで。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

会議の場で、そのほかに各区の委員さんがいらっしゃいますので、毎月の点検ですね、各区を点検していただいておりますので、その危険箇所、放置自転車等がないかといったところの報告を受けております。また町のほうからも、何かある場合はお願いをしたり、その

場で行ったりしております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

あと、資金的な車の提供とかその辺のサポートというのはどういうのがあるんでしょう、具体的に。あれば、車を提供しているとか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

車の提供といいますか先ほども答弁ございましたけれども、会議終了後ですね、違法広告の看板の撤去等につきましては3班に分かれて行っていただいておりますので、そのときには庁用車を準備していってもらっております。あと、毎月防犯パトロールやっていただいておりますので、それにつきましては、青色回転灯の積載車を準備してそれによってパトロールを行っていただいております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それから、町内の防犯、犯罪防止につながり大変効果がある地域における見守り活動や安心安全パトロールについて伺いましたけれども、具体的に言いますと、私の近所では、私は6区に住んでるんですけども、若基小学校周辺12区の方ですね、長年見守りを続けていただいているんですけども、近頃感じるのはちょっと見守っていただく方が減ってきたかなという感想を持っております。感謝を申し上げるわけですけれども、このような善意のボランティアの方がだんだん減ってきてるみたいなんですが、やっぱり私は、町長もさつき回答でおっしゃったように、人の目で見回っていくというのが重要なと思うんですが、これを再度人数を復活させるとか、ほかの区、広く基山町内外、基山町のほかの区にも広げるとか、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

今12区のお話がございましたけれども、先日私も男性ボランティアの会の会長さんとお話ししている中でですね、やはり会員数が減って活動が厳しくなってきている等々のお話もお伺いしましたので、今後その募集等について、何か御協力等ができるかないかは、今後話し合っていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

私が今回ここでやっぱり一番言いたいのが、基山町一丸となっていますよということを町民の皆さんに理解していただくということなんで、多少費用とかもかかってもですね、いろいろ手当、例えば制服をきちんと準備してあげたり、帽子とかそういうのもきちんと準備してあげるとかそういう形で、しかも町内みんな同じ格好して回っていますよというのが大事かと思っておりますので、その辺りまたよろしくお願ひいたします。

それから町内の事業者との協定ですけれども、鳥栖警察署、鳥栖郵便局、基山町郵便局、基山町による4者に、地域における協力に関する協定や見守りネットワークの事業をやってありますが、この協定を結んだことによって、事件や事故を未然に防げたというような事例はございますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

この協定締結後ですね、この協定により協力をお願いした事例が令和5年度に行方不明者の方が認知症の方でしたけれども、捜索の件で一度情報提供の依頼をした事例がございます。その1件だけでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

こういうふうな事例で成功事例といいますか、こういうので未然に防げましたというのがあればぜひ大々的にですね、広く広報していただくといいかなというふうに思います。

それから町民に認知されている事業者は、昼間だけでなく、夜間においても仕事をされる方はたくさんいらっしゃいます。例えば我が家では、朝刊の配達が夜中の2時から3時ぐら

いの間に、もうめっちゃ早いんですけども配達されるんですね。そう考えるとバイクの音がボーンとするとそれだけでも十分な防犯につながっていると思いますけれども、今後タクシー会社なども含めて協定先を増やしていくというか、町内でも夜も何かしてあるような方も含めて増やしていくようなことは検討はされていないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

見守りとか協定の件でございますけれども、先ほど町長の答弁でもございました見守りネットワーク事業においてですね、今8者と協定を結んでいる状況でございます。その中に新聞社等は入ってございませんので、その辺りも検討して協定ができればというところで考えていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それから特殊詐欺に対してですね、金融機関とかあるいはコンビニの職員さんが事前に詐欺を防止したというニュースをよく聞きます。そして警察の表彰を受けたとかいうのがテレビや新聞に載りますが、その後に基山町としては、そういう方に対して何かフォローしたり、別途また表彰をしたりとか、あるいは基山の広報で取り上げたりという、何かサポートをしてあるようなことはないんでしょうか、それとももうそれはあくまでも警察にお任せなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

そういうところの表彰の部分ですけれども、確かに鳥栖警察署等ではされてございます。基山で事例があったかはどうかはちょっと私は今のところ把握できておりませんけれども、そういうった町民の方ですね、そういうた表彰を受けられた方がいらっしゃいましたら広報等で周知することは可能だと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

これも事後のほうが私は大事だと思っていて、こういうふうにして基山町民の方はコンビニの方、あるいは金融機関に勤めている方、場合によってはATMの近くにいらっしゃった方がすぐ声かけて詐欺を防止するというのが、要するに町民の意識が高いですよねというのを伝わればいいかなというふうに思っております。

続きまして、これ松田町長にお聞きしたいんですけども、昨年度の刑法犯件数を伺いました。基山町は福岡県との県境にあるわけで、道路網も整備されていますけれども、逆を言いますと、非常に逃げやすいし、つかまりにくい交通事情もあるのかなというデメリットもあると思っていますが、まさに大きな事件はなかったんですけども、この発生件数の数とか内容について、どのようにお受け取りされているでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

たしか佐賀県全体の中で見れば人口、いわゆる佐賀県全体の人口分の基山の人口よりもこの比率は低かったというふうに思います。だから、場所的なものを考えると、それなりに頑張っているかなとは思うんですが、それでもこれだけの数がありますのでこれは減らす努力をしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

空き巣、詐欺被害、不審者情報などがあった場合、どのような方法で地域住民に伝えていくかを伺いました。今、私の手元には、先月6区の運営委員会に出たときにいただいた資料とか、12月の広報で配られた資料があります。1つずつ読み上げますと、基山交番が発行しております交番速報というのがあります。これは10月20日付になっておりますが、自動車盗難、車上狙い注意というのがありますとして、続きましてこれもまた鳥栖署基山交番が発行している令和6年11月号の広報きやまということで、犯罪発生マップとか細かな事件の内容が書かれています。それから、令和6年11月号の地域安全ニュースというので、これは鳥栖地区の防犯協会連合会が発行されている分です。それに、これは基山町の役場の住民課くらしの安心・安全係のボイラー等の点検を装った不審な電話訪問についての周知依頼というのでビ

ラが入っておりました。それと 6 区の運営会でいただいた安全なまちづくり協議会 darüberでございます。それと、この頃は議員のほうには全部基山町内の防犯カメラの数と位置図をいただいております。それとやっぱりテレビとか新聞見ると非常に、詐欺被害に遭ったとか、もう凶悪犯が侵入したとかいうニュースが常に流れているんで、本当に全国ではもう大きな被害が起きている。いつ基山に来るかなというふうに思わずにはいられないようなニュースばっかりでございます。これのですね、発生する犯罪の抑制策として、例えばもうすぐに訪問販売等で不審者が来た場合ですね、町長おっしゃいましたけれども、これを確実に実行してほしいのは、例えだけやき台の中で 1 件、そういうふうな犯罪が来てすぐ警察なり役場等に通知があったら、もうすぐにでもさっきの青パトじゃないですけれども、そういう車を出していただいて警戒をしてほしいということなんですが、どちらかというと、さっき私が言いましたチラシとか広報はどうしても事後の報告なんですよね、事後の報告もこういうのが遭っているということで大切なんですけれども、今起こっているときにすぐ対応すると、1 軒目で失敗したから 2 軒目に行こうという方が退散していただけるわけなんで、そこに人をつぎ込むというのも非常に厳しいかと思うんですけども、昨日の中村議員のときにちょっと集落支援員の話がありましたけれども、集落支援員を産業振興とかまちづくりのほうだけじゃなくて、私はもうこれから犯罪を防ぐという意味で、1 人ぐらいは集落支援員の方を特にその道の方にできるだけお願いして 1 名雇えないかなと思うんですが、町長、いかがでしょうか、そういう考えはございませんか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

それだけだとちょっとさすがに厳しいかもしれないですね。恐らくそういう通報もそんなにないと思いますので、何かもうちょっと広げて何か役割を考えるとか、そういう話が必要なのかなというふうに思います。それから先ほど、いろんな機関等の関係で今セブン－イレブン・ジャパンはやっているんですけども、コンビニ、すごく大事だと思いますので、今コンビニが 7 軒基山にありますかね、ファミマが 3 つで、あとローソンとセブン－イレブンが 2 個ずつですからですね。だから、今セブン－イレブンだけなんで、やっぱりコンビニは夜遅くまでやっていますので、前はガソリンスタンドがやっていたんですけども、ガソリンスタンドは働き方改革で夜、結構閉まるようになったんで、一番いい機関だとは思ってた

んですけれども、ちょっと今の関係ない話ですけれども、そういうものも含めていろいろ考えて、さっきのやっぱりごみ、今日午前中話題になったごみとの関係なんかでやっぱり結びつくような気はしないことはないんですけどね。だから今度また環境の募集をするんだったよね。だからその中に、防犯的なやつも機能も入れるとかいうのはあるかもしれないなと思ったところなんですかね。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それから、基山町では安心安全に暮らせるまちづくりのために、ながらパトロールという制度を設けてありますよね。そして、実際に今も募集をしてあると思いますが、登録された方にはブルーの腕章とあとミマモリストラップを配布しているということなんですが、現在基山町では、初期の頃と比べて増えてきているんでしょうか、それとも下がってきてているんですか、その辺りの数字というのが分かりましたらお願ひします。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

ながらパトロールの登録人数でございますけれども、現在11月末時点で590人でございます。令和5年度末が584人ですので、年間の登録者数というのは減ってきております。減つてきている状況ですね、来年度の1月号に見守りながらパトロールの広報の掲載を予定しております。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

これもぜひ再度強く公募をしていただいて、さらにこういう形で活動しておりますよというのをですね、しっかりと町民の方に理解していただく、さらには長年していただいて本当に実績のあるような方を表彰するとかですね、もう具体的にいい活動というのをアピールしていただきたいと思っております。

それともう一つ、もう10、15年か20年ぐらい前だったと思うんですけどね、基山町では

町内の農業者の軽トラックとか、あるいは商用車みたいなところにステッカーが貼ってあつたと思うんですけども、安全な町か何かいう形で、そういうふうな何かありましたよね。

（「補導員」の声あり）あれ補導員だけですか、でも一般の家庭の農家の人たちもトラックにつけていたような気がするんですが、そういうふうなステッカーを例えれば私の車はもう貨物用の軽のワゴン車ですから、つけていいわけなんですねけれども、それとか農家の方が持っている軽トラックとか白い部分にべたっと貼って、何らそんなに都合が悪いわけじゃないんで、多くの町民がつけられたらと思うんですが、その辺りというのをもう1回以前の状況も調べてもらった上で再検討はしていただけないでしょうか。そうすることで、基山町って何かみんななんかつけているよねっていうのを犯罪者に意識してもらったらいいと思っていますんで、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

確かにですね、安全なまちづくり推進協議会委員さんとか交通安全指導員さんにお渡しして、ふだんから自家用車等につけてもらって注意喚起を行っていただいたと思っております。その中でもですね、マグネットの貼り付ける部分につきましてですけれども、地域の中でも見守り活動等を御協力いただける方につきましてはお渡しして、多くの方に見守っていただいて防犯活動を行っていただいて、町内防犯に対する意識が高くなることはいいことだと思いますので、そういったところを検討してまいりたいと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それから基山町、あと今、子育て支援とかも一生懸命やっていただいているし、消防だともう毎年春、秋の防火訓練、それから災害についても非常に増えてきていますんで、避難訓練なり各区でのいろんなイベントのときに出張して訓練をやるというふうなことがありますけれども、なかなかこの防犯に対しては大きな町全体での取組はやっておられないような気がするんですけども、基山町としてですね、これから防犯、私は力を入れていただきたいんで、防犯の訓練もやっていますよと。しかもそれを例えればニュースとか新聞とかにも広く取り上げていただいて、基山町ってこういうことをやっているんだなって防犯意識が強いん

だなというのを広めてほしいんですが、そういうふうな防犯の研修会なり町内全体で開くようなそういうふうな検討はしていただけませんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

確かに防犯に対する訓練等は現在行っておりませんけれども、県である研修会とかですね、そういったところには参加して訓練的な研修会ではないですけれども、お話を聞く研修会になりますけれども、そういったところには参加していただいているところでございます。その訓練につきましては、警察等と協議してどういったものができるかは検討してまいりたいと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

ぜひそうですね、ほかの先進的なところのを見ていただいて、できるだけたくさんの方がいらっしゃるとき、場合によってはもう一つの町民会館の大ホールなり小ホールで何かあつているときの後に、最後の10分間ぐらいにちょっとこれを入れさせていただくということで、たくさんいらっしゃるときこそ何かを伝え、犯罪防止の事例とか、具体的に対応、対処の仕方とかをしていただけたらというふうに思っております。

それから犯罪の事例は、先ほど言いましたようにこういうふうなチラシをたくさん刷って配るのはいいんですけども、逆に私これをたった1か月、11月だけで4枚も5枚もこういう用紙をもらったんですけども、私はたまたま今回一般質問をしますんでこの内容は詳しく読みましたけれども、本当に4枚も5枚もこういうのが、安全ニュース地域の防犯とかいうのが来たときに、町民の方が本当に読んでくれるかなというふうにちょっと疑問を持ったわけなんですけれども、こういうふうなのを基山町と警察署、あるいは先ほどの安全のまちづくり協議会とかが一緒になって、もう1本にして、毎月じゃなくてね、何か月に1回とか本当に町民が見るようなのってできないもんなんでしょうか。ちなみに、これは基山町の交番が発行すると思うんですけども、印刷、コピーをして配るのは基山町なんですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

警察のほうからですね、出される広報とかそういったものについては警察の方でですね、もう印刷して部数持ってこられて、うちのほうで広報と一緒に入れて回覧をしてもらっているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

ぜひ町民の方がまず見るというのを前提の上で持ってこられただけ配るんじやなくて、その辺りもぜひ皆さん方でお話しをしていただいて、いかに町民の人が目を通すか、それを具体的対策として実施してくださるかというのを考えた上で対応していただきたいと思います。

それから今度は柴田教育長にお伺いしたいんですけども、犯罪というのがもう子供から高齢者まで幅広く、もう人を問わず、家を問わず増えてきておりますが、学校では登下校については見守りが十分なされておりますけれども、それ以外の例えば自宅に1人でいるとか、土日のときなんですけれども、犯罪に遭わない、犯罪を犯さないという教育は学校では実施していただいているんでしょうか。それとあと、今現在ですとＳＮＳを利用する犯罪とか闇バイトとかいうのがありますから、もう既に中学生ぐらいが闇バイトに関わっているというニュースも伝わっておりますが、その辺りの教育というのはどのように実施されて子供たちにこのマナーを教えてあるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

まず1点目の犯罪に遭わぬための教育というところにつきましては、防犯教室ということで2001年の6月でしたか、大阪の池田小学校の殺傷事件がありましたけれども、校内に不審者が入ってきたということで、それに対する避難訓練を各学校でしているということと、それに伴って校内だけでの対処ではなく、先ほど言われたような校外で1人でいるときとか、そういったとき、不審者と遭った場合にどうしたらいいかということをですね、毎年学習するようにしています。具体的には以前もお話ししたかと思いますけれども、行かない、乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、知らせるといういかのおすしというですね、標語を使いな

がら毎年行っている状況です。

それと2点目のSNS等の犯罪被害防止についてですけれども、この辺についても今、子供たちにタブレット等を持たせていますので情報モラル教育というところについては各学校で行っておりますけれども、具体的には小学校においてはNTTドコモとかauとかですね、そういった携帯電話会社が講師を派遣して、子供たちにSNS等の危険性を、1回写真を友達に出したらそれがスクリーンショットで回って決して消すことができないとかですね、そういう危険性等について学ばせる取組を行っていますし、中学校においては来週12月13日ですけれども、弁護士の方をお呼びしてSNS等の犯罪被害防止ということで、御講話をいただくような予定にしているような状況でございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

ぜひこのあたりにはですね、力を入れて今後も対応していただきたいと思います。

それから防犯グッズの購入に対する助成等は行っていませんが、他の自治体の事例等を調査研究いたしますというような回答がございました。まずは子供たちを守りたいわけですけれど、今現在子供たちは自分で防衛策として保護者の方が与えてある何らかの防犯グッズあるかと思いますが、例えば学校で推奨するような防犯グッズというのは今現在、あるでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

先ほどいかのおすしとかそういったところでも防犯ブザーを鳴らすということについて、子供たちに言っていますので、防犯ブザーの所持についてはみんなに促しているところです。ただ、以前末次議員からこの件については町で買い与えてはどうかというアドバイスがあつたかと思いますが、そこについてはまだですね、町で導入というところには至っておらず、各家庭で購入していただいているような状況でございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

だから、今回ちょっと私が言いたかったのは、全員が持っていますよというのが前提でですね、そうすると、やっぱり犯罪を犯そうという人たちは用心するわけですから、基山町の小中学生は全員持っています。しかもすぐ鳴らし方も知っているし、声を上げる方法も習得しているとかいう徹底した形で通学をしてもらいたいわけですけれども、そこですと今度じやあ全員となると、私はもう基山町が一定の援助をする、場合によっては買い与えるというのが検討してもいいかなと思いますんで、これはまだ私の希望ですけれども、その辺り、今後検討をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

答弁はいいですか。

○9番（末次 明君）

もう答弁は結構です。

それから見守り強化や防犯対策の徹底により、犯罪が削減できないかを伺いました。

私、先ほど町長にも言いましたけれども、集落支援員の方お1人をこの方面でしっかりと対応していただくということを言ったんですけども、あと一つ、やはり夜間などにですね、見守りをする場合、今、基山町、昼間の明るいときだけではなく暗くなっても結構もう朝の4時ぐらいからか5時頃、夕方も6時ぐらいから深夜までウォーキングされている方が多いわけですけれども、こういう方が蛍光的に光るような服ですね、ああいうのを着て町なかを歩く、しかも基山町のけやき台もあるし高島でもあるし、1区、2区、4区の山の中でも何かみんな着てあるよねというふうな、そういうふうなのが徹底されれば防犯になるとと思うんですが、その辺りに何らかの補助を与えるとか、そういうふうなことは検討はできないうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

夜間の部分の歩行者の部分ですけれども、町民の方への補助については今のところ考えておりませんけれども、先ほど出ましたながらパトロールで、この方に腕章とミマモリストラップになってます。ですんで、この方たちにつきましては夜間も行っていただいていると思っておりますので、反射材のついた何かたすき等を考えていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

ぜひよろしくお願ひします。

それあと、ながらパトロールに登録されていない方で夜、ウォーキングとかしてある方、そういう方にもぜひ声をかけてですね、基山町でこういうことやってますからというのを、広く広報して募集をしていただきたいと思っております。

それから防犯カメラについて伺いましたが、単なる防犯カメラだけでなく、子供とか高齢者の位置を特定したり追跡を行うアプリやグッズがあるということで、そういうのを基山町でも導入できないかということなんですが、これはですね、11月の基山町議会の厚生産業常任委員会で、兵庫県の加古川市に研修に行ったんですけれども、面積は138平方キロメートルで基山町の6倍強、人口は25万5,000人で14倍強なんですが、加古川市では17年ほど前に小学生が女児が殺害される事件が発生して、近頃犯人が、もう既にほかの犯罪も起こしているということで捕まっていますけれども、それをきっかけかどうかは知りませんけれども、徹底した見守りサービスの一環として地域の安全を守るために1,475台の見守りカメラを設置されています。1,475というたら、基山町の面積と人口割にすると、基山町もほぼ同等以上かなとか、基山町のほうが多いというふうに思いますけれども、ここで使正在していただいているカメラというのは見守りサービスでは、小学校の通学路や学校周辺、公園や主要道路の交差点などに見守りカメラの設置以外にも、カメラに内蔵されているビーコンタグ検知器によって子供や認知症高齢者の位置情報をリアルタイムで把握できます。ビーコンタグを携帯した見守り対象者がカメラ付近を通ると検知器がビーコンタグの発する電波を受信し、保護者や家族にスマートフォンを通じて位置情報を通知する仕組みです。さらに加古川市では150台のAI技術を活用した高度化見守りカメラも導入されています。このカメラは、子供の声や異常を検知し警報を発する機能を備えていて、犯罪や交通事故の未然防止に役立っています。加古川市の見守りカメラ設置による犯罪抑止効果は顕著で、設置前と比較して刑法犯認知件数が約40%減少されましたということが報告していただきました。基山町としてもですね、ぜひこの兵庫県加古川市の例じゃないですけれども、こういうふうな先進的なところもありますんで、その辺りもぜひ研究していただきたいと思います。ちなみに、例えば高度のカメラを周辺の電柱とか屋根につけるんじゃなくて、例えば私が登録者の人になると、私の周辺を通ったときにもそれが私の周りを子供が通れば、誰々さんが通ったというのが確

認でき、これはプライバシー的には使えなくて、あくまでも登録している保護者のとか家族に伝わるというそういうふうなシステムなんで、案外金をかけなくても済むんじゃないかなと思いますんで、資料は事務局、私も持っていますからまたお持ちしますんで、ぜひ検討をしてください。そこで聞きたいんですけども、今現在のカメラをさらに1ランク上の高度なカメラに変えようという計画は今のところはないんですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

現在のところ、今のカメラの機能を上げるというところは検討しておりません。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分ビーコンとカメラは別だと思うので、カメラ変えてビーコンしなくても多分通信でやるんじゃないかな。だから、画像処理じゃないんじゃないかなと思うんで、そこは加古川のやつ見てみますけれどもですね。だからビーコンは今はそんなに値段が高くないので、どこかにつける、ただ基山の場合どこにつけるのかなというのはありますけれどもね、結局通過点みたいな、ここ通過しましたっちゅう連絡が入るというそんな感じになると思うんですね。だから、よく商店街の振興なんかに使われた技術なんですけれども、今はこういう防犯とかこっちの件に使われるようになってきたというふうには聞いてますけれどもですね。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

よろしくお願ひいたします。

それから街路樹とか景観を悪くしている看板等の撤去についてお伺いをいたしました。私ども議員も反省してしなくちゃいけないのは、自分自身の例えば後援会の看板とかですね、政党の看板とか、非常にあまり景観もよくないし死角になるような看板がたくさん目立っております。これは定期的に、先ほどの安全なまちづくり推進協議会のほうでも見守ってあるということなんですが、ぜひ基山町もその辺りをしていただきたいんですが、これってどちらが担当になるんですか。撤去とかをするのは、やっぱり住民課ですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

この違法広告物の撤去につきましては安全なまちづくり推進員さんの方、景観の部分でし
たら定住促進かな。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

町が設置した公共性を有する看板の点検は、景観の関係で定住促進課のほうで行っており
ます。点検した結果、老朽化して文字が見えないであったり、看板の足の基礎がもう崩れて
いるとか、折れているようなものについては、その看板を設置した担当課のほうに連絡をし
て撤去や改修をしていただくようにしております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

今後もですね、これもまた強く町として町をきれいにするためにやってますということを
アピールしていただいて、住民の協力をいただけたらというふうに思っていますんで、多少
強く進めていただけたらと思っております。

それから最後になりますけれども、私がやっぱり一番今回言いたかったのは、基山町は本
当に防犯に対して一生懸命ですよ、もう町長、議会、そして住民の方、全てが防犯意識が高
いというのを意識してもらうという、そしてそのためには、やはり今SNSというのは全世界につながっていますから、犯罪は外国からでも指示が来て飛んでくるような今の時代です
んで、それを防ぐためには、もう私はあらゆる方法を使って、もう基山町はちょっとほかの
町には太刀打ちできない、基山町では犯罪が起こせないというぐらいの防犯意識が必要だと
思っております。そのためにやっぱり先手必勝ですね、もうこちらから攻めていく、ただ犯
罪があったからそれを広く広報するんじゃなくて、犯罪が起きる前にもう基山町は、加古川
市では残念ながら犯罪が起った後にああいうふうなカメラを強化されているわけですが、
基山町は犯罪が起きる、大きな被害が起きる前に防犯対策を徹底していただきたいと思って
おります。

その辺り最後に、町長の防犯に対するこれからあと3年ぐらいありますけれども、まず今期は、まずこの3年間ぐらいに何かここまでではしたいというふうな思いを聞かせていただきたいんですが。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

論点としては2つあって、1つが今年から基山町明運動という運動を始めていて、その中に防犯も入っています。来年またいろいろな基山町を明るくするために、いろんなものを強化していかなければいけないということなんで、防犯についてどういうことをすればより強化できるかみたいな話を、今話を聞きながら思ったのは、防犯パトロールみたいな任意の方々のグループがさっき12区の話がありましたけれども、17区なんかも結構やられているかなと思うんですけども、そういうほかにまだ少人数でやっているようなところもあるんじゃないかと思いますので、それからランパトみたいな概念でやっている自治体も夜みんなでランニングするんですけどもね、そんなものもありますので様々なそういう可能性があるものを束ねるわけじゃないんですが、上手に集約していきながらそれを町のほうでうまくやっていけたらいいなと、調整というか一緒にやっていけるような仕組みができたらいいんじゃないかなっつちゅうのが1つ目の論点で、もう一つの論点は、実は佐賀県にも防犯協会とか交通安全協会みたいな協会があるんですね、グッズとか結構無料で配っていたりするので、そういった既存の協会、私、防犯協会の理事もやっていますので、佐賀県のですね、そういったところをうまくやれば先ほどのいわゆる発光のテープとかですね、そういったやつって結構もらえるものはたくさんもらえると思いますので、もちろん町の予算をかけていろいろ整備していくのはもちろん、そういうのも大事だと思いますが、そういう予算をかけずにもそういうグッズ的なものを手に入れることによって、また運動に厚みが出てくるんではないかなというふうに思います。

それで最後にですね、今闇バイトがすごく盛んになって、それで今、防犯、結構言われているんですけども、さすがに闇バイトの部分が今切られつつあるので、そのタイプの犯罪は恐らくもうあんまり起こらないと思うんですが、今度は闇バイトに違ったまた新しいタイプの犯罪が恐らく起こってくると思いますので、そういうのもきちんと認知、予知までは行けないかもしれないけれども、何が起こってもいいような感じの、もししくは何も起こらない

ようなそういう体制をつくっていくというのがすごく大事かなというふうにお話を聞きながら思いましたので、その辺りのところはですね、きっちりまた来年に向けて弾込めをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

よろしくお願ひいたします。

明日は水田議員がですね、安心安全について聞きますし、議会もしっかりとですね、やはりやってますよということをアピールしていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で末次 明議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、天本 勉議員の一般質問を行います。天本議員。

○6番（天本 勉君）（登壇）

皆さん、こんにちは。

ただいまから一般質問をいたします、6番議員の天本 勉でございます。

傍聴席の皆様、本日は本当にお忙しい中に傍聴に来ていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問事項1、基山町の市街化調整区域における地区計画の運用基準についてお尋ねします。

都市計画法第34条の規定において、市街化調整区域に係る開発行為については第1号から14号のいずれかに該当すると認める場合でなければ都道府県知事は開発許可をしてはならないとなっております。同条の第10号に地区計画が規定され、市街化調整区域における地区計画の開発について、基山町は令和3年10月に作成された「市街化調整区域における地区計画

の運用基準」に基づいて運用されていますが、その内容についてお伺いいたします。

- (1) 運用基準の基本的な考え方について。
- (2) 運用基準の基本的な事項について。
- (3) 立地要件、調整池等の技術的基準等についてそれをお示しください。
- (4) 開発規模については、調整池の設置基準を1ヘクタール以上とすべきではないか。
- (5) 真尻地区の地区計画（案）では、調整池は1か所となっていますが、放流先の流下能力を含め十分精査しているのか町の基本的な考え方について。

それをお伺いします。

次に、質問事項2、基山町の農業における地域計画策定の取組についてお尋ねいたします。

全国的に高齢化や人口減少が進む中、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。こうした状況を踏まえ、地域において農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図ることが喫緊の課題となっております。そのような中、令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、「目標地図」を作成することが義務づけられました。この「目標地図」は、10年後の農地を、どの担い手に集積・集約するかを表した農地利用の将来図となるものです。令和7年3月末までに、地域・農業者・関係機関との協議を経て、地域計画を策定・公表するとされていますが、策定に向けた基山町の取組についてお伺いいたします。

- (1) 地域計画の策定に向けた現在の取組状況。
- (2) 地域計画のメリット、デメリットについて。
- (3) 法改正に伴う農地の今後の手続等について。
- (4) 今後のスケジュールについて。

それをお示しください。

- (5) 課題である地域農業を守っていくための人材の確保育成をどのように図っていくのか。

町の見解をお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

天本 勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、基山町の市街化調整区域における地区計画の運用基準について。

（1）運用基準の基本的な考え方を示せということでございますが、基本的な考え方としては4つございます。

1つ目は無秩序な市街地の拡大及び都市機能の拡散を抑制すべき地域という、市街化調整区域の basic 理念を変えるものではないこと。

2つ目は、基山町総合計画、基山町都市計画マスターplan、基山町立地適正化計画等の上位計画に則したものであること。

3つ目は周辺市街地のスプロール化現象が、スプロール化が生じることがないようにということで、スプロール化ってちょっと分かりにくいくらいで言うと、無秩序に市街化し、市街地が郊外に向かって展開していくという、そういうことでございます。その必要性、周辺の公共施設の設備整備状況、それから自然環境、景観、農林業との調和等の観点から、総合的に検討を加え、妥当と認められる場合に限ること。

そして4つ目が、必要となる基盤施設が、策定地区内やその周辺で配置された、また配置されることが確実であるとともに、地区計画策定に関連する新たな公共投資を行う必要がないこととしておるところでございます。

（2）運用基準の基本的な事項を示せということでございます。

この基本的な事項も4つあります、1つ目が地区計画の区域は、地形、地物により土地の範囲を定め、できる限り整形なものとすること。

2つ目は、開発行為を伴う地区計画は、開発協議等が必要とされる事項等についても、その実現性を確保するための措置を取ること。また、地区計画策定後速やかに開発許可手続を進め遅滞なく、開発行為の事業に着手すること。

3つ目は、ゆとりある緑豊かな市街地環境の形成を図るために、公園・緑地の規模など適切に定めること。

4つ目は計画地に農地が含まれている場合にあっては、地区計画の事前協議のときまでに、農政担当部局と協議・調整を行い、地区計画を策定することに了解を得ていることとしている

るところであります。

(3) 立地要件、調整池等の技術的基準等を示せということでございますが、運用基準では3つの類型に分けてそれぞれの立地要件等を定めているところでございます。

1つ目は、町の発展または産業振興に著しく寄与することが認められる地域産業振興型、いわゆる産業系の地区計画です。立地基準としては、1ヘクタール以上20ヘクタール未満のおおむね整形の土地の区域であることとし、立地可能な用途は工業地域に建築可能なものとしています。

2つ目は、市街化区域の住環境を補強していくながら、市街化区域と一体性のある土地利用の実現を目的とした市街化区域隣接型、いわゆる住宅系の地区計画です。立地基準としては、市街化区域の住宅系用途地域に隣接もしくは近接したおおむね整形の土地の区域であることとし、立地可能な用途は隣接、近接する市街化区域の住居系用途地域において建設可能なものというふうにしているところでございます。

3つ目は、市町村境において近隣市町と一体的に地区計画を策定する場合で、地形地物の関係上の本町の区域を地区計画の区域に含むことが望ましい場合に、近隣市町一体型として分類しているところでございます。現時点では産業系を想定しており、立地基準としては、市町境に位置するおおむね整形の土地としているところでございます。調整池等の技術基準については、都市計画法第33条の規定及び県が策定した開発許可の手引きに定められた技術的基準に準じることとしているところでございます。

(4) 開発規模について調整池の設置基準を1ヘクタール以上とすべきではないかということでございますが、県が策定した開発許可の手引きにおいて、開発面積が1ヘクタール以上の開発行為については原則として調整池を設けなければならないとされているところでございます。また調整池の設置基準は、平成24年4月に県が策定した大規模開発における調整池の設置基準案によるものとされておるところでございます。

(5) 真尻地区の地区計画案では、調整池は1か所となっているが、放流先の流下能力を含め、十分精査しているのかということでございますが、真尻地区地区計画は令和6年11月5日から12月4日までの原案を公表し、11月4日まで原案を公表し、原案に対する意見を募集しました。公表した原案では、県が作成した大規模開発における調整池の設置基準案に基づき、流域図や放流先河川の流下能力を考慮して調整池の大きさを設定しているところでございます。今後、開発行為許可申請の際に県と協議して、最終的に大きさや形状を決定して

いくことになります。

2、基山町の農業における地域計画策定の取組についてということで、（1）地域計画の策定に向けた現在の取組状況を示せということなんですが、令和5年5月に町内農業者を対象にした今後の農地利用についてのアンケート調査を行いました。そのアンケート調査の結果を反映させた地図を用いて、町内を1区、2区、4区、6区の4地域と3区、5区、7区、9区を合わせて一つの地域とした、全部で5つの地域ごとに将来の農地利用の姿を明確化し、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域計画と目標地図の策定に向けて話しを行っているところでございます。

（2）地域計画のメリット、デメリットを示せということでございますが、まず地域計画を策定するメリットといたしましては、今後地域内の農地を誰が耕作するのか見通しをつけることができること、地域内でどのような農業を目指すのか確認できること、担い手となる農業者や法人が大規模化や農業の集約化を図りやすくなること、国や県の各種補助事業の活用することができることなどがあります。一方、デメリットといたしましては、地域計画に位置づけた農地について、農地の転用が制限されるために農地を転用する場合は、地域計画から除去する手続が必要となるわけでございます。

（3）法改正に伴う農地の今後の手続等について示せということでございますが、法改正により地域計画策定後においては、農業経営基盤強化促進法による農地の貸借について、地権者と耕作者で、貸借契約を締結する利用権設定と農地中間管理機構を利用した貸借の2通り合った方法が、農地中間管理機構を利用した貸借に一本化されるということになっております。なお、現行の農業経営基盤強化促進法による貸借契約を締結する場合は、貸借期間終了後に、農地中間管理機構を利用した貸借が従来からある農地法による貸借のどちらかに変更するということが必要になってくるわけでございます。

（4）今後のスケジュールを示せということなんですが、11月に先ほど申した5つの各区において1回目の話し合いをやりまして、その結果を基に年内2回目の話し合いを予定しているところでございます。今まさにそれを開催中の場面でございます。2回目の話し合いでは5年後の農地利用を想定した目標地図と、地域の農業の在り方を示した地域計画を確認を行うという、そういうことになっております。話しいで内容が認められれば、令和7年1月、来年1月に地域計画案の公告縦覧を行い、令和7年3月に地域計画の公告が行われるという手順になっております。

(5) 課題である地域農業を守っていくための人材の確保育成をどのように図っていくのかということでございます。

難しい問題でございますが、佐賀県や農業委員会生産組合、JA等関係機関と連携し、相談から定着までの切れ目のない支援体制により町内外から新規就農者や定年後の就農者、それから法人の新規参入等地域農業を支える多様な担い手の確保と担い手となる農業者や法人の大規模化や農地の集約化を支援していく必要があるというふうに考えているところでございます。例えば、地域農業を協力して守っていく集落組織や、機械の共同利用への支援、ニーズに合った農地をあっせんする農地マッチング、ベテラン農業者の技術やノウハウを継承する農業塾やトレーニングファームの開設、高収益作物や高付加価値作物の導入、観光農園の推進などの施策により人材の確保と育成を図る必要があると考えているところでございます。

以上で、1答目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

まず、(1)の運用基準の基本的な考え方について伺います。

まず確認ですけれども、基山町の市街化調整区域の地区計画の運用基準、これは一番初めのところ背景と目的ですね、3月1日に佐賀県が策定したそういうことを受けてということで書かれておりますけれども、私が持っているのが市街化調整区域である地区計画に関する協議指針、これは県の分ですけれども、令和4年の6月ということになっているんですね。何か県のほうは改定されたかどうか、ちょっとその辺りを伺います。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

佐賀県においては、市街化調整区域における地区計画に関する協議指針を、令和3年1月に一番最初に策定されております。そして令和4年6月に一部改正を行っております。この一部改正の主な内容としましては、法律の題名、農村地域工業等導入促進法という法律の題名を入れておりましたが、それを農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に修正されております。基山町は、運用基準においてその法律を引用した部分がございませんでしたの

で、県の令和6年4月の改正に合わせて改正ということはしておりません。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

農工法ですね、農工法が先ほど産業の法律名が変わったから改定したということですね。

分かりました。

それで佐賀県のですね、市街化調整に係る地区計画に関する協議指針がずっとあると思うんですけども、その主なもので結構ですから基本的な方針、ちょっとそれをお示しください。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

まず地区計画というのが、市町村が定める都市計画になりますが、広域的な運用の統一性を確保するために、県のほうで市町村との協議に当たっての指針として協議指針を作成されているというようなことになっております。基本的なさつき議員おっしゃられましたとおり、12項目ございます。そのうちの4つが基山町も同じような内容になっておりますが、基山町の内容と違うこととしましては、広域的に関わるような内容として、県の都市計画区域マスタープランとあと市町村のマスタープランに即したものとして、地区計画を定めることといったような内容や、あとは基山町としては基本的な考え方の項目には入れておりませんが、県のほうの基本的な方針の中には、策定に地区計画の策定に当たっては、地域住民との意見交換会、説明会等を通じて住民意向を十分に把握しなさいというような内容も書いてあります。

以上です。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

先ほどですね、町長の答弁で3つ目ですね、周辺市街地のスプロール化が生じないよう、その必要性ありますけれども、市街化区域があつて修正に先立ちスプロール化を生じないよう、ちょっと私がイメージがちょっと湧かないから、具体的にお願いしてよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

先ほど町長の答弁のほうでも少し説明していただきましたが、スプロール化といいますのが、中心部から郊外に向けて無秩序に開発が広がっていくような状態を指しております。無秩序な開発が拡散していくと、計画的に道路とかも造っていないので、細い道とか行き止まりの道路ができたり、あと上下水道などのインフラ整備ができていなかったりとか、そういうような状況で、居住環境が整わないまま宅地化が進み、その結果農地や自然環境の荒廃につながり交通渋滞を招くなどの状態になってしまいます。このような状態にならないように、基山町では住居系地区計画を策定する場合は、まずは下水道のインフラが整備される予定であること、それと公共施設の整備状況を踏まえまして、妥当と認められた場合に限って、住宅系の地区計画は進めていくようにしております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

ちょっとこれも確認ですけれども、先ほどの基本的な事項の2項目めですよね。地区計画作成後、速やかに開発許可手続を進め、遅滞なく事業に着手することとなっていますね。それで以前、久留米筑紫野線バイパス5号線沿い、あそこの黒谷地区、それと南側の鎮西隈地区ですね、造成はされていますよね。いろいろ町長もちょっと業者に伺ったとかお話は伺っているんですけども、その上物が建築物が建つ、操業はいつ頃されるのか。ちょっとその辺り分かりますか。お願いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

そちらバイパス沿いの2つの区画については町としても大変頭を悩ませているところです。まず黒谷地区、上り車線のほうのところは町長のほうからも何度も東京の本社のほうに行つていただいて、早く建てていただくようにということはお願いしているところです。そちらにつきましては、今年度中に建築の計画を今年度中に立てて、いつから着手しますっていうのを示したいというような回答をいただいております。あと、下り車線のほうにつきましても、先日企業立地のほうの担当である産業振興課のほうに、今後のスケジュールを報告に来

てあるそうなので、ほったらかし、そのまま放置しておくつもりはないと。ちょっと今、建築資材の高騰ですぐには建築できないけれども、計画的に建てていきたいというような回答はいただいているところです。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

しっかりですね、もうちょっと造成されるとから、もう鎮西隈地区の方は擁壁等もして立派にされるとから上物も建てて、進めていただくようにお願いします。それで、まず基本的なこと、地区計画を行う場合にはもういろいろありますですよね、都市計画の決定の提案等とかですね。この地区計画、行う場合の要件1人でもできるのか、そこら辺りをちょっと進め方を教えてもらっていいですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

地区計画を行う場合につきましては、そもそも地区計画というのが、住民の生活の身近な地区を単位として、その地区の状況や特性に応じて定めるまちづくりの計画というふうになつておりますので、議員おっしゃられたとおり、提案制や申出制が定められております。その提案や申出は、地権者やその土地に利益を有する者やその代理人の方、その代理人というのが民間の事業者を含みますが、その方々でお1人から申出があつても、町としては検討するようにしております。お1人または複数人数共同して提出する、提案することが可能となつております。現在基山町で策定している地区計画は、土地に権利を有する者や、代理人である民間事業者からの申出によるものがほとんどとなっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

分かりました。

次に（3）のですね、立地要件調整池等の技術的基準等についてお尋ねします。

それで先ほどの町長の答弁の中で、住居系の地区計画、市街化区域隣接型ですね。これが大体都市計画法では先ほど言わされた1人でもできるという中でですね、これ政令で定める一

定の規模以上っちゅうのがあって、その政令が0.5ヘクタールということになりますよね。そういう中で、市街化区域の隣接近接型の立地基準に先ほど立地基準が市街化区域の住居系用途地域に隣接、近接したおおむねの整形の土地であることということの中で、面積要件がないんですよね。私は、かえって面積要件がないと逆に行き止まり地とか道路がないとか、そこにぽっぽっぽっと建てるから、かえって住宅の乱立を招いてスプロール化を招くと思いますけれども、その辺りどうですかね。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

まず、地区計画の区域の面積につきましては、都市計画の運用指針、国が定めた運用指針のほうでは、地区計画の区域の面積については特段の制約はないものの、地区計画が一体として区域の特性にふさわしい形態を備えた良好な環境の整備を行うための計画であることから、1ないし2の建築敷地のみを対象として設定することは適切ではなく、街区形成に至る一定の広がりを持った土地の区域とすることが望ましいとありますので、特に0.5ヘクタールというような規制がないということは県のほうに確認しております。ただ、県のほうの協議指針のほうには、県としては原則0.5ヘクタール以上の区域にすることというような規定はございます。町として今おっしゃられたとおり、面積基準として0.5ヘクタールというような基準は設けておりません。これにつきましても、運用基準を策定する際に、県のほうと協議しまして、町としましては市街化区域の隣接、近接型の目的を満たしているのであれば、相談の門戸を広げたいというような意味で、0.5ヘクタールというような基準は設けないところでさせてほしいというような協議をしております。実際のところですね、町として議員おっしゃられるように小さい面積ですと、行き止まり道路であったり、もう例えば3区画しか住宅が建たないような地区計画が発生してしまうということを推進しているわけではございませんで、目安としては公園の整備が必要な3,000平米以上の規模などといった形で、地区計画の相談は受けるようにしております。実際のところ、今まで策定した地区計画の中で、0.5ヘクタール以下の案件というのは1件、秋光川沿いの牛込地区、こちらが0.4ヘクタールとなっております。今、相談があつてある案件や進めている案件も全て1ヘクタール以上のものとなっておりますので、なるべく町としても小さい地区計画を積極的に進めていこうというような考えはございません。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

やっぱりこれ見直してですね、面積要件は設けないと（4）の次の調整池の設置についても関わってくるんですけどもね、もう調整池もない、団地がぽんぽんぽんぽんできてという形になりますで、次の4番目の調整池に入ります。

今課長が紹介された牛逢地区の地区計画0.4ヘクタールですね、15区画開発されております。やっぱり先ほどの都市計画の技術基準とか調整区域の運用基準、先ほど町長も言われた区域は原則として道路その他の施設、河川その他の地形地物と範囲を明示することにより定めるとするということの中でですね、そこの牛逢地区も将来的には役場からいった塚原長谷川線、あそことのところまで地区計画がですね、将来的には開発されるという思います。私はそのときの都市計画審議会の中でそういうことであれば、地形地区全体もそこの塚原長谷川線、西側なので、そこも開発されるから、将来的に調整池が必要ないですかということに、そのときの回答が、そのときにはまた計画変更をしてするという答弁だったんですよね。はつきり言うて、前の業者と新たにする業者がやっぱ業者は言うですよ、1ヘクタール以上ないから調整池は必要ない、あの業者も自分が開発するところは1ヘクタールないから、調整池はしない。だけれども一団の土地を見たら調整池が必要なエリア、面積要件なるんですね。こうした場合いろいろあの業者の方にですね、32条協議ですから、将来的に公有用地を各管理する市町村と協議しなさいっちゅう中で指導ができますか。お願いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

牛逢地区の地区計画につきましては、議員おっしゃられるとおり塚原長谷川線まで全部広げたほうが、もちろん地形地物に沿った整形な土地というようになります。地区計画を策定する際にも、そのような整形な形になるようにかなり調整しておりますが、最終的に結果として今の形になっているような状況です。そのときの地区計画を策定する際の都市計画審議会の際に、調整池の件をお尋ねいたいでいたかと思います。その際の回答としましては、地区計画の区域の変更を行って現在の0.4ヘクタールと、追加で広げる塚原長谷川線に当たるまでの部分を全部広げると、1ヘクタールを超えて開発の基準としては調整池を設置させ

ることができるということで回答していたと記憶しております。県の一体開発の基準では、先行して開発した区域の工事完了公告後3年以内に隣接地で宅地開発をした場合は、一体開発とみなされますので、その場合は32条というかもう開発のほうで調整池を設けないといけないとなっております。ただし、これが3年を超えてしまった場合は、開発としては、一体開発とみなされませんので、後から整備をされる宅地の部分は1ヘクタールなければ、調整池の設置がちょっと難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

3年の縛り、本当にそれでいいのかなと私は思いますけれどもね、今開発されておりますあそこの夜水ですね、これがこれも都計審ありましたけれども、9165、約0.6ヘクタール、それとすぐ南には保育園の開発があっております。これと合わせたら1ヘクタール超えます。私も都計審の中で、一体的に一団の開発やろうかって一体的な開発だから、これ調整池を設けないかんとやないですかという質問しましたよね。こういうことでいいのかなと私は思うんですね。本当、近年豪雨が盛んなところに、本当に下流域は大丈夫なのかって、高原川、秋光川、宝満川の支流ですよね。下流域にも浸水被害、そう影響が出ないのか、本当大丈夫ですか。ちょっと課長お願いします。次、町長に聞きます。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今、おっしゃられました夜水地区の地区計画につきましても、本来であればその保育園の区域も含めたところで一体的に開発するのが一般的、当然だと形状を見ても思うところなんですけれども、こちらがまたちょっと、地権者の状況であったりとかいろいろあります、地区計画の区域と保育園の区域が別々の開発になってしまい、それで今回のような地区計画が1ヘクタールを割って調整池の設置を求めないというような結果となっております。ただし町としましても、通常であれば、例えば通常の地区計画の開発で9,165平米で持ててこられた場合は、いやいや、もう1ヘクタール、あとちょっと広げて1ヘクタールで調整池を設けてくださいというような事前の相談のときには進めていきたいと思っておりますので、1ヘクタール以上の設定となるように事業者と協議をしているところです。ですので、下流域

のことを考えると9,165でも調整池の設置というのは検討は設置するのがよかつたのかと思いますが、言われるとおり県の基準では1ヘクタールとなっておりますので、今回は事業者のほうには、設置を絶対設けてくださいというような指導はしていないところです。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

先ほど答弁は、3年以内やつたら一団のというね、一緒の区間ということでちょっと矛盾せやせんやろか、町長、そこの辺りちょっとお願いいいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず1ヘクタールというのがですね、今の話で例えば9,900でその横に9,900ができてきましたら、もっと極端な話そういう話は、正直私の頭の中では想定していなかったので、これはやっぱり大きな問題になる可能性があります。一方で、小さいところを制限したほうがいい、行き止まり道路が出てくるとかいう話がありましたけれども、それは逆に私はそう思わなくて、うちが地区計画立てるときに行き止まり道路が出てきているようなものは造らないのですね、だから逆に、2個でも3個でもその土地を有効活用するという意味においては、その制限はあまり設けないほうが私はいいなというふうに思っている派なのでですね、ただ、調整池の話は、5,000と1万にばかりちょっと私自身も捉えられていたんですけれども、1万自体に引っかかってくる案件がよっぽど大きいところと大きいところのあれだから今んところ、これから開発するところで基山であり得るかどうかというのは、ちょっとシミュレーションしてみないといけないんでしょうけれども、そういうことはまたしなければいけないと思いますけれども、いずれにしてもいわゆる流域調査というか、どれぐらいの水がどれぐらいて、今の川に大丈夫なのかというのをきっちりやるということを、まずは義務づけるようなそういう形のことを考えていかなければいけないと思いますので、今やっているところもまずはそういう検査やって本当に水があふれるような可能性があるんだったら、やっぱり何がしかの対策を打たなければいけないと思いますので、今動いているところも含めて、そこは至急もう1回、そこは検討したいというふうに思います。それから、法とか手続の書き方についてどうするかというのは、もうしばらくちょっと研究させていただいたらいいと

思う。そういう想定して、3年過ぎてから9,000と9,000が出てくるような場合とかいうのに
対して何の無力だったら、恐らくその要綱自体は意味がない要綱になっているというふうに
思いますんですね。だからそこはきっちりまた検討させていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

これは、鳥栖市としては地区計画設けていなかったんですね。それで、これが勉強会がありました。令和5年、昨年の11月2日、鳥栖、小郡、基山町議会、鳥栖市で11月2日に合同勉強会があったんですけども、そこで鳥栖市の調整区域の地区計画の運用基準について、係長から説明を受けたときにやっぱり鳥栖市は3つパターンがあって、新幹線駅周辺型と高速道路のインターチェンジ周辺型、それと小中学校の周辺型、この3つあるんですけども、この開発規模要件としてですね、やっぱり調整池の設置基準の1ヘクタールということがあるから全部面積は1ヘクタール以上と定めているんですね、鳥栖市は。それでこれがちょっといろいろ熊本県ちょっと調べたら、熊本県のほかにもあると思うんですけども、5,000平米以上の開発行為については、原則として調整池を設けるとしている。私はもう質問の中で、1ヘクタール以上とすべきじゃないかと調整池の設置基準で言いましたけれども、1ヘクタール、100メートル、町だから広いかなと思いながら、これをですね、5,000平米以上、先の施行例の0.5ヘクタールですね。5,000平米以上の地区計画規模を設けてですね、そしてそれについては調整池を設けなさいということでですね、したらどうかと思うんですよね。熊本県のを読みますと、全ての開発行為はその面積にかかわらず、流出抑制対策に十分努めるものとするが、5,000平方メートル以上の開発については、原則として調整池を設けなさい。だから基山もですね、もう面積規模を0.5ヘクタール以上として調整池を設けなさい、そういうふうに変えたらどうかなと思うんですけども、課長どうですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

地区計画の開発の規模を5,000平米以上という御提案ですが、先ほど町長のほうからも答弁ありましたとおり、町としましては0.5ヘクタール、5,000平米と具体的な数値を明記するのではなく、なるべく相談の門戸を広げ、協議の中で5,000平米を超えていただくようにな

るべく広い整形な形で持つていって提案していただくように協議していきたいと考えております。それと調整池の設置基準については、佐賀県のほうが開発の基準として1ヘクタール以上の開発が調整池の設置基準となっております。県のほうにも確認したんですけども、それを小さくするような検討は今のところ行っていない。1ヘクタールから5,000平米にするというような検討は行っていないということでした。なので、もし町のほうで開発の運用基準で5,000平米とした場合、調整池の設置基準をですね、地区計画で開発するときは5,000平米で、通常の開発では1ヘクタールでちょっと差が生じてしまうので、それもどうのかなと思っておりまして、ちょっとここは県のほうと協議して研究していきたいと思っております。それでいいましても、流域治水の観点からもやっぱり周辺の基山町だけではなく周辺の市町の状況もちょっと確認が必要かと思っております。ちょうどですね、筑後川中流域都市計画連絡協議会という組織がありまして、久留米市、小郡市、筑紫野市、太宰府市、鳥栖市、大刀洗町、基山町で担当の職員が勉強会をしているような場がありまして、ちょうど来月1月にもこの勉強会をする予定しております。その際に、他市町の意見、調整池の設定であったりを聞いて、周辺市町の意見も聞きながらちょっとここは研究していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今までの議論をずっと聞きながらですね、天本議員の主張もこういう場合は結局まずくなってしまうというのがあって、例えば4,500の横に4,500造ったら、調整池できなくなるんですね。だからその問題はクリアできないので、やっぱり流域治水の問題あるし、その場所の地形によってその大きさを変えていくみたいな、そういうフレキシブルな形にしないとこの問題は解決しないんじゃないかなと思います。全てを1万以上にしてしまう案も、1万以上しかできないけれども、逆に言えばいやそれなら間違いなく調整池を何個でも造るようになるんですけども、ただ基山町のような小さいところで1万以上しか地区計画ができないということになると、それは非常に現実的ではないのでこれもうまくいかないので、正直今、議論されている全てがあまりうまくいかないなど今、思っておりますので、やっぱり流域治水の概念からその地形とか場所に応じて、それをある程度見方を変えるようなそういう規定をしない限りは、ちょっとまずいなど今、思いましたんで、それは至急また検討させていた

だきますし、それから逆に言えば、今ある地域で例えば1万以内で造っていって、もうその隣に何も開発するところがないようなところは、逆に、仮にそれで造つとってもそんなに後でそこが流域治水で問題がなければ問題ないということになると思います。ただ、9,000でまた9,000みたいなところで誰も調整池造らないみたいな形になると、これはさすがにはるかに危ない話なので、その危ない形が今、出てくる可能性があるっちゅうのが今日の指摘でよく分かりましたんで、そこはきちんと検討させていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

町長言われる、とにかく今、福岡大都市圏のですね、もう拡大影響でもう小郡とか基山が来ているんですね、やっぱり業者の方は来るんですね。業者は、少しでも宅地にして売りたいから、調整池造らんとよからうもんと言いますよ。だから、そこら辺は十分精査してください。そうせんとですね、流域になるからですね、よろしくお願ひします。

それで、今度は真尻地区、聞きますね。

これが真尻地区、この前全協で説明がありました。約5.8ヘクタールで住宅の区画数が165区画、共同マンションができる。これは45室の9階建て、病院もできます。生活利便性、店舗等もできますということですね。これ、マンションですけれどもですね。調整区域の建ぺい、容積率が60～100から、60～200に変更されたんですね。高さ制限は設けていないですか、マンションがえらい9階と高いからですね、調整区域にしたら、ちょっとお願ひします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

昨日まで公表しておりましたパブリックコメントの意見の計画の原案では、一応高さ制限は設けていない状況で出しております。ただしつと昨日までの取りまとめなんですが、パブリックコメントでもマンションの高さについて御意見をいただいておりますので、今後、正式な案を策定するまでにはちょっと高さ制限についても検討していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

近隣市町も調べてください。調整区域でカントリーがありますからですね、米麦用の、もう20メーター設けておるところがありますので。それで、これはもうこの調整池が設けられております。それで1か所、今の田んぼをこの計画面積、田んぼの形状から実松川の上流に流れておる部分もあろうと思うんですよね。全部こう明光寺の西側にこの調整池の水は流れしていくのか、ちょっとそこら辺お願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今計画策定しております地区計画の案では、県のほうから流域図をいただきまして、その流域図に従って調整池に入る水を振り分けをしております。流域図のほうでは、全てその明光寺側に流れて計画地の南側にある道路を挟んで、より南側のほうが実松川のほうに流れるようになっております。ただし、これ県の計画、流域図になりますので、今、御指摘いただいたとおりちょっと現状をもう一度地権者の方や、水利権者の方に確認して、もし実松川のほうに流れているような水があるようであれば、そちらは実松川のほうに流すように計画はちょっと変更していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

明光寺の西側に水路に流れるということであればですね、私は大変なことになるかなと思って、 $Q = A v$ で流量イコール断面積×速度、速度の中で時間軸ができてきますよね。そして排水能力ちゅうのは、高さによって圧が変わるから、これも積分でせんとですね、大体どのぐらいの排水が時間がかかるかちゅうのは、もう算出できないんですけども、そういう中でその調整池の高さも含めて何トン貯留できて、洪水吐、余水吐の能力はどれぐらいか分かりますか。お願いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今現在の計画では、調整池の貯水量は2,442立方メートル。県の基準は2,005立方メートルになりますので、県の基準よりも超えているような計画です。それと、余水吐の能力が現時点での計画では3.253立方メートル毎秒ですね。県の基準が毎秒3.188となっておりますので、こちらも県の基準よりも能力が高いというふうな計画としております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

これ、3.25トン1秒当たりですね、そういう中で明光寺の水路、北側に上流に排出できるものは排出していただいてですね、本当に今、近年、豪雨がもう降っていますので、今度の真尻の開発も含めたさっきの地区計画の面積の話も十分に精査してですね、もう基準を変えるなら変える、0.5分なら0.5ヘクタールして調整池を設けなさいということもしていいと思うんですよね、十分精査していただきたいと思います。

次になります。

2番目ですね、基山町の農業における地域計画策定について、今この話合いですね、6区ではこの前11月13日、今見えています平野農業委員会長ですね。それと農業委員の方全員見えてました。それと大石課長と大石係長、大変お疲れさまです。大変でしょうけれどもね、よろしくお願ひします。

それで、（1）取組状況ですね。伺いたいと思います。

まず、この地域計画とは何か、もうそこからちょっとお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

地域計画とはということでございますけれど、冒頭で議員おっしゃいましたように質問の要旨のところでですね、全国的に高齢化や人口減少が進んでいる中で、農業者も減少しております。耕作放棄地も拡大しております、農地が適切に利用されなくなるという懸念があるということですので、これまで皆さんで守ってきた農地をですね、いかに次世代に引き継いでいくかということを地域で話し合って、誰がどこの農地をどのようにして守っていくか話し合ってですね、将来の地域農業の姿を明確化にする設計図を作るものでございまして、将来の在り方を明記した地域計画と、将来の農地利用の状況を示した目標地図、この2つを

策定するものでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

先ほどの答弁ですね、1区、2区、4区、6区、それと3区、5区、7区、9区、これはもう一緒に合わせて5地域で考えておるということでした。アバウトでいいですから、大体それぞれの面積農地の面積は分かりますでしょうか。何ヘクタール単位で結構です。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

1区が約90ヘクタール、2区が約95ヘクタール、4区が約50ヘクタール、6区が約61ヘクタール、3区、5区、7区、9区合わせてなんですかけれども、が約50ヘクタールになっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

これをまとめのもですね、大変でしょうねけれども、大体農水省では地域計画は大体10年でつくりなさいよと言われていますけれども、基山町は5年後としたのは何ですか。お願ひします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

議員おっしゃるとおり、基本的には10年で策定ということで言われておりますけれども、この目標地図を策定するにあたってですね、目標地図というのが農業委員会が主体で作るようになっているんですけれども、やはりどうしても10年後ではなかなか将来を想像できないというかですね、ということもありまして、今回基山町では5年というような形で設定しておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

もう5年設定やつたらですね、担当課はもう5年ごとにずっと大変だろうと思うんですけれども、私はいいことだと思います。ずっと動きが分かるからですね、それでその話し合いの中で農地を利用する区域と、もうここはしきらんばいという、そういう区域も出てころうと思うんですよね。こうした場合の、体系、流れ、特に農地であってもできないというところはですね、大体どういうふうな考えを持ってありますか。お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

議員がおっしゃられるとおり、農地であってもなかなかもう農地として保全できないというようなところが出てきてくれるは結構ありますので、地域計画策定のときにそういった農地であっても、作付というか、生産できないところについては林地に戻すとかですね、保全だけをしていくという区域にゾーニングというか分けて地域計画を策定していくというような形になっております。保全だけをしていく区域については別の活性化計画というものがあって、そういったものを策定して整備していくことも考えられるんですけども、地域計画の中では、その区域だけを分けるというような形で策定していっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

それで、これちょっと都市計画マスタープランとの整合性ですね。20年後、これが昨年の3月に都市計画マスタープランができております。そういう中で、この20年後の土地利用方針図、県道久留米筑紫野線5号線の東側エリア、ここに6区と4区が入っております。それと役場から塚原長谷川線から県道基山平等寺筑紫野線ですね、そのエリアまでの1区と3区と9区、それと牛会ハツ並線の北側のエリア、これは将来的には住宅エリアになっているんですね。そういうふうな今、将来図を作る中で都市計画説明会の都市計画マスタープランとの整合性、将来的な都市マスではこういう位置づけになつてますよ、だからどうしますかつちゅうのは、説明されていますか。6区はもう、こっちからね、6区もあるけれどもそういうと説明せんとですね。いかんじやないんですかね、お願いします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

17号線付近であったりそういったところについてはですね、詳しくその都市計画マスター プランとの整合という形で、正直説明はしていないところでございます。ただ現在、市街化 区域から徐々に縁辺部を開発している区域ですね、例えばハツ並線付近、そういったところ については近々ということで整合性というか開発予定箇所という形でお話をさせていただい ているんですけども、やはり都市計画マスター プラン自体が20年というような長いスパン ですので、地域計画は5年ということでそういったところまではまず整合性は取らずにです ね、取りあえずの5年でどうしていくかというところで作成をさせていただいているところ でございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

何でそういうことを言うかということですね、この地域計画が定められた場合、先ほど除外 手続が先ほどありましたよね、農地として位置づけた農地については転用が制限される、だ からこういうふうな開発が行われるところはやっぱり説明をしとかんと、開発の足かせにな るのではないかと思うからちょっとこういうことを言っているんですね。ちょっとそこら辺 りをちょっともう1回お願ひします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

確かに1回目の答弁のときにですね、デメリットという形で転用が制限されるというふう なことを申し上げましたとおり、今までの転用の手続に加えて、ひとつその地域計画から外 すというような行為が必要になってくるものでございます。ただしですね、農振除外とかそ ういったところも含めての長いスパンの手續ではなくてですね、そのときに関係者、主に農 業委員会であったりJAさん、そういったところの意見聴取というような形で、簡易に手續 自体はできるような形で進めていくようなことと考えておりますので、確かに少し手間はか かるんですけども、そこまでの大きな足かせになるというふうには考えていないところで ございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

でしたらもう開発があった場合は、いろいろ協議をしてスムーズに転用が制限を解くことができるということで理解でいいですね。それでデメリットでですね、この地域計画を策定しないとですね、補助事業にならないとか、補助事業に地域計画の策定要件があるとか、そういうふうなことをちょっと説明がありましたけれどもですね。大体、具体的にいろいろ補助事業あると思いますけれども、主なもので結構ですので何か補助事業メニューありますか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

これは地域計画などを地区でそういう形でデメリットという形で伝えさせてもらっているところだと思うんですけども、主なところで新規就農者ですね、そういった方が新規就農するときの初めの経営開始間近の経営を助けるための経営開始資金であったりですね、一番よく使われている部分でいうと中山間地の条件不利地域に対して、交付する中山間直接支払の交付金、これが地域計画の中に位置づけられていないと交付ができないというようなそういういったデメリットがあります。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

説明会にもらった農地の貸借制度が変わります。ちょっと読んでみますね。現在、農地の売買や賃貸には以下の3つの手続があります。農地法に基づく手続、それと農業経営基盤強化促進法に基づく手續、農地中間管理事業に基づく手續、この3つがあって、令和7年3月で農業経営基盤強化促進法に基づく手續ができなくなり、農地法に基づく手續と農地中間管理事業の推進に基づく法律2種類になるということでなっていますよね。ちょっと私も、こう解釈しているんですけどもね、3年か5年後、私5年しとるんですけども、これはもうこれが改正されたら今も更新しないか、もうその今の契約が終わって更新すればいいのか、それとちょっと具体的にそこを説明してもらってよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

ただいま契約されている場合についてはですね、今の契約期間が終了したら、農地法か中間管理事業どちらかに新たに更新をし直すという形になっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

これもちょっと最後に5番に行きます。

もうこれが一番、町長も先ほど課題ですねと言われました。もう本当に今後の人材の確保、育成、これが一番の課題です。先ほどの答弁をですね、これもう最後の質問です。町長に代わって、担当課長として、思い、情熱をですね、もう1回お願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

私も、中山間というか農業のしている家のものですので、地域の農業を守っていくにはやはり人材確保が必ず必要というふうに思っておりますので、若い方でも稼げるというか、継続していくような農業とですね、今までの皆さんのが守ってきていただいた、元からある農業ですね、そういったところと、新たな基山の方も、農業をやっていない方もそうですがども、都市部とかのそういった方も一緒にできる、交流ができるような農業ですね、そういった3つの農業、合わせて基山町の農業の魅力としてですね、人材の育成、確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

よろしくお願いします。もう私も中山間地域ですね、もうとにかく草刈りもみんなと一緒にしようと、もう機械も共同で買うということでですね、とにかく、もう私たちの地域でこの農地を守っていこうということで話を進めております。農業に対するさらなる支援をお願いいたしましたですね、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で天本 勉議員の一般質問を終わります。

本日は、以上をもちまして散会とします。

～午後3時29分 散会～